

宮崎・田野まちづくり計画

～ 新市建設計画 ～

宮崎・田野合併協議会

目 次

第1章 序論

| | |
|---------------|---|
| 1 計画の趣旨 | 1 |
| 2 計画の構成 | 1 |
| 3 計画の範囲（対象地域） | 1 |
| 4 計画の期間 | 1 |

第2章 まちづくりの基本方針

| | |
|----------------------|---|
| 1 まちづくりの基本理念 | 2 |
| 2 まちづくりの基本的方向（施策の体系） | 4 |
| 3 計画対象地域の整備方向 | 8 |

第3章 分野別の施策

| | |
|--------------------|----|
| 1 人にやさしい健康福祉のまちづくり | 10 |
| 2 安全で快適な生活環境づくり | 13 |
| 3 未来を担う人間性豊かな人づくり | 19 |
| 4 新たな可能性を開く産業づくり | 21 |
| 5 心がかよいあう市民連携の推進 | 26 |
| 6 まちづくり計画の推進 | 28 |
| 7 県事業との関わり | 30 |

第4章 公共・公用施設の適正配置

第5章 財政計画

| | |
|------------|----|
| 1 財政計画について | 32 |
| 2 10年間のすがた | 33 |

【付属資料】

第1章 序論

▶ 1 計画の趣旨

宮崎・田野まちづくり計画は、宮崎市と田野町の合併後における、新市の目標（将来像）やまちづくりの基本指針を定めるとともに、宮崎市域（主に南西地域）及び田野町域を中心とする地域の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、具体的な施策や事業を盛り込んだものであり、その内容は合併後に策定する第四次宮崎市総合計画に引き継がれるものです。

▶ 2 計画の構成

宮崎・田野まちづくり計画は、

- 1 「第1章 序論」
：計画の趣旨や構成、範囲（対象地域）、期間について述べます。
- 2 「第2章 まちづくりの基本方針」
：新市の目標（将来像）や新市及び田野町域の役割、並びにまちづくりの基本的方向（施策の体系）等について述べます。
- 3 「第3章 分野別の施策」
：新市の目標（将来像）を達成するための、分野毎の施策の方向や主な事業及び県の事業との関わり等について述べます。
- 4 「第4章 公共・公用施設の適正配置」
：当該地域における公共・公用施設の統廃合について述べます。
- 5 「第5章 財政計画」
：合併後の財政計画について述べます。

で構成しています。

▶ 3 計画の範囲（対象地域）

宮崎・田野まちづくり計画の範囲（対象地域）は、宮崎市域（主に南西地域）及び田野町域とします。

▶ 4 計画の期間

宮崎・田野まちづくり計画の期間は、平成17年度から平成26年度までとします。

第2章 まちづくりの基本方針

▶ 1 まちづくりの基本理念

(1) 新市の目標（将来像）

新市の目標（将来像）は、第四次田野町長期総合計画^{*}の理念を継承するとともに、第三次宮崎市総合計画^{*}との整合性を図り、次のように設定します。

【新市の将来像】

「躍動する太陽都市 … みやざき … 」

自然と調和し、健康・文化・産業を
はぐくむ魅力ある中核市として

【田野町域のサブテーマ】

「自然豊かで住みやすい魅力ある都市づくり」・・・田野町域

田野町域は、鰐塚山など豊かな自然環境に包まれ、農林業の盛んな地域です。また、田野ICに加え、東西・南北を結ぶ国道・県道の結節点であるため、交通の利便性の高い地域となっています。

このため、豊かな自然や田園地との調和を基本として快適な居住環境を形成するとともに、産業の振興を図り、新市の躍動を支える活力ある地域を目指します。

* 長期総合計画 / 総合計画：

自治体が策定する計画の基本、最上位に位置する計画で地方自治法第2条によって策定が義務付けられており（基本構想は議会議決事項）、まちづくりの理念・将来像・施策目標といった基本的方向を示し、住民と一体となって、様々な分野の施策を1つの方向性のもとに計画的に進めるための基本指針になるものです。

自治体が行う事務事業は、この総合計画に沿って行われます。

(2) 新市及び田野町域の役割

新市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や均衡ある市域の発展を図るため、中核市の機能や県都である総合力を活かしながら、田野町域の持つ産業基盤、資源、人材や事業を有効に活用するとともに、教育・文化、医療・福祉等の高次都市機能の充実をはかり、県央域のみならず県全域の産業・経済の発展をリードする役割を担います。

田野町域の役割

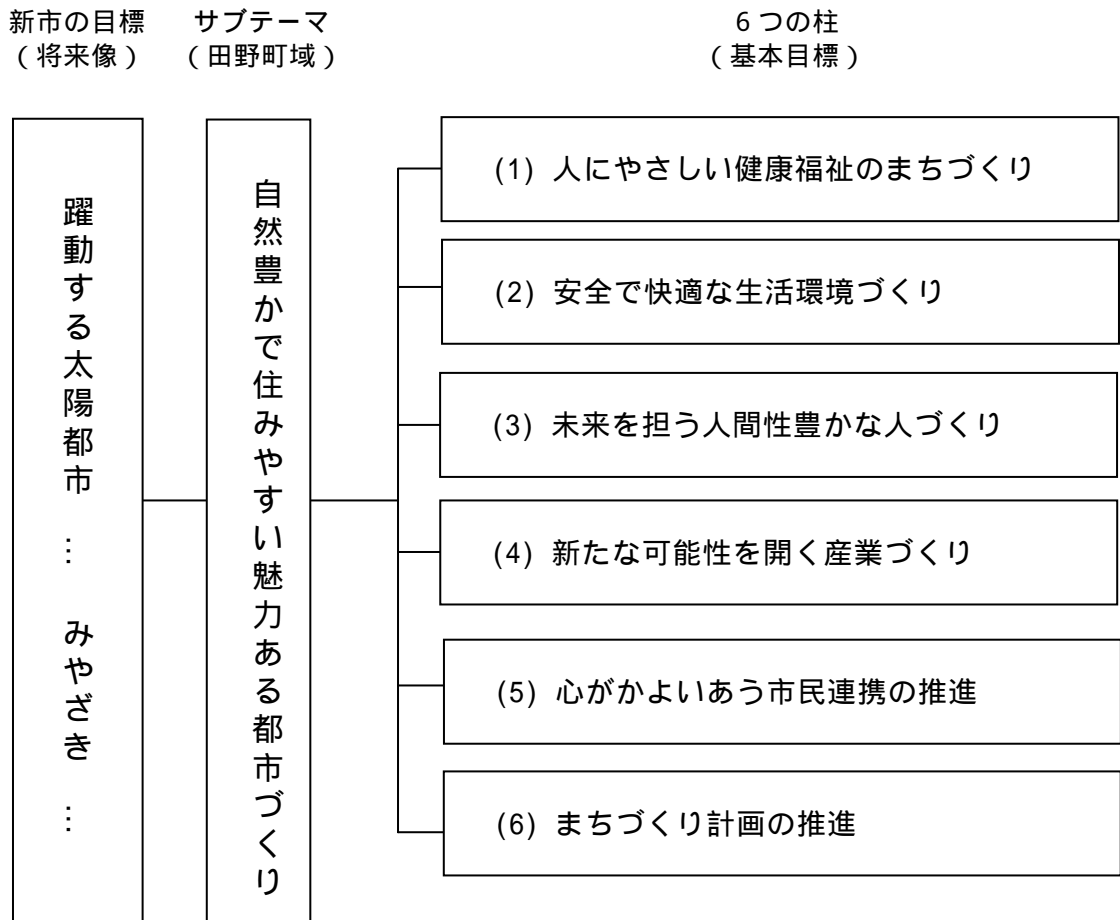
田野町域においては、田野ＩＣに加えて東西・南北を結ぶ国道・県道の結節点であり、宮崎空港に短時間で結ばれる利便性に優れ、物流の拠点や企業立地の集積が見込まれる地域であることから、新市南西地域における交通拠点としての役割を担います。

また、鰐塚山をはじめ四方に豊かな森林空間が広がり、わにつか溪谷や清幹の滝、飯屋峡などの清らかな水にあふれた山紫水明の自然豊かな地域であることから、住民の心と身体にやすらぎと癒しを与えると同時にアウトドア・レジャーの拠点としての役割を担います。

さらに、恵まれた農地や林地を多く有しており、農林業振興に重要な役割を担います。

▶ 2 まちづくりの基本的方向（施策の体系）

新市の目標（将来像）を実現していくため、まちづくりの方向として6つの柱（基本目標）を掲げます。



(1) 人にやさしい健康福祉のまちづくり <保健・福祉・医療の分野>

少子高齢化が進む中、市民が毎日の暮らしを豊かに安心して送れるよう、「自助・互助・公助」の連携により人にやさしい笑顔あふれる健康福祉都市を目指します。

このため、市民のボランティアやNPO法人等の活動への参加意識の醸成を図りながら、市民と各種団体、行政が連携・協働し、健康の維持増進、育児や介護の環境整備など、多様な福祉ニーズに対応した総合的な支援システムを構築します。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、田野町国民健康保険病院や田野町国民健康管理センター及び田野町総合福祉館を、保健・医療・福祉の核となる施設として位置づけ、その機能の充実を図りつつ、ボランティアやNPO法人などの各種団体と連携しながら、保健・医療・福祉が一体となった総合的な支援体制の確立に努めます。

(2) 安全で快適な生活環境づくり <生活環境・都市基盤の分野>

ふりそそぐ太陽、青い海、大淀川や清武川、四季折々の花と緑など豊かな自然との共生に努めながら、自然の循環を基調とした安心して暮らせる快適な環境都市を目指します。

また、こうした豊かな自然環境と恵まれた気候、さらに陸・海・空の交通拠点としての特性を活かし、国際観光リゾート都市づくりを推進するとともに、安全で快適な都市空間を形成し、魅力と潤いのある交流拠点都市を目指します。

さらに、新たな市域が一体性を持って、生活・医療・福祉・教育・産業等の各分野で「人、物、情報」の交流・活用が一層促進できるよう、情報通信基盤や行政情報・地域情報システムの構築、情報管理体制の整備を進めます。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、国道269号バイパス周辺の区画整理や下水道の整備などを進め、人と自然が共生するまちづくりに努めます。

また、西地区の教育・住宅・産業ゾーンの3つからなる環境ふれあいタウン「田野詩魅21」(たのしみ21)等において、新しい拠点地区の形成を進めます。

(3) 未来を担う人間性豊かな人づくり < 教育・文化の分野 >

心の豊かさやいきがいを重視し、人材の育成、文化の継承、魅力あるスポーツの振興に努め、地域の歴史や文化等を積極的に生かした教育文化都市を目指します。

また、高度情報社会に対応した人材の育成を図るため、情報教育の充実を図るとともに、小・中学校や文化施設等において情報通信ネットワーク等を積極的に活用した情報教育都市づくりを進めます。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、就学前教育、小・中学校教育、社会教育の充実を図るとともに、高等教育機関や各種団体等と連携しながら新たな市域が一体となり、一人ひとりの個性を大事にした教育・文化の充実に努めます。

また、文化会館や運動公園などを地域の拠点として活かし、新市の他の地域の拠点施設と連携しながら、いつでも、どこでも、だれでも、自由に多彩な文化活動、生涯学習や生涯スポーツなどに参加できる環境づくりを進めます。

(4) 新たな可能性を開く産業づくり < 産業の分野 >

農林水産業や商工業の振興と経済の活性化を図るため、交通・情報等の産業インフラの整備を推進し、高付加価値型産業を創造する都市を目指します。

また、豊かな自然と調和した観光・リゾート都市を目指すとともに、観光・リゾート・コンベンション客誘致を積極的に推進します。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、漬物大根・里芋・葉タバコなどの畑作農業やわにつか渓谷いこいの広場などを生かした観光を軸に、強固な基盤を持ったたくましい産業づくりを進めます。

また、生涯学習などと連携しながら、「歴史の小径」などの歴史的な資源を活かした新たな観光メニューの構築に取り組みます。

さらに、環境ふれあいタウン「田野詩魅 2 1」(たのしみ 2 1)の西地区工業団地等を中心として積極的に企業誘致を展開し、新しい産業拠点づくりを進めます。

(5)心がかよいあう市民連携の推進 < 市民・団体等の連携の分野 >

少子高齢化や国際化、情報化が進展する中で、市民が真に豊かさを実感でき、誇りを持てる郷土を築いていくため、ボランティアやNPO法人等の市民活動を推進し、日常の暮らしの中で、様々な形での交流や連携の促進を図るとともに、ふれあいの場や活動の輪を広げる各種施策を推進します。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、少子高齢化の進行に備えた市民一人ひとりがともに支え合う地域社会づくりを進めます。

また、新たな市域の一体性を醸成するため、歴史的な経過を踏まえながら、地域や世代を越えた様々な交流を促進し、ふれあいのあるコミュニティの形成、ボランティアやNPO法人等の各種団体活動の活性化、男女共同参画社会の形成等に努めながら、地域特性を活かした特色ある施策を進め、新市が一体となって心がかよいあう市民連携のまちづくりを進めます。

加えて、田野町域における愛知県一色町、高知県田野町との姉妹都市交流については、それぞれ相手都市と協議のうえ、継続していきます。

(6)まちづくり計画の推進 < 行財政運営の分野 >

計画の推進に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう、簡素で効率的な組織体制づくりと健全な財政運営に努めます。

また、人材の育成や電子化・情報化の推進及び市民参画の推進により、個性的で魅力ある地域づくりの実現を図ります。

さらに、計画を確実に推進するため、国・県等との連携強化を図ります。

〔 田野町域等の重点 〕

田野町域においては、これまでのまちづくりの歴史を継承するとともに、住民自らが新しいまちづくりに参画できるよう田野町域に合併後5年間は合併特例区*を設置し、新市の速やかな一体性の確立と田野町域におけるまちづくり計画の着実な実行を図ります。

* 合併特例区：

合併市町村の一体性の円滑な確保のため、合併協議により合併後の一定期間(5年以内) 合併関係市町村を単位として設けられる特別地方公共団体。

合併特例区に事務所が置かれ、旧市町村の区域を基礎として処理をする方が事務の処理上効果的なものや地域住民の生活の利便性の向上等のため必要と認められる事務を行います。また、特別職の「区長」と合併市町村長や区長の諮問などに対し意見を述べる「合併特例区協議会」が置かれます。

▶ 3 計画対象地域の整備方向

宮崎市南西地域、田野町域の整備方向については、次ページのイメージ図のとおりです。

なお、この整備方向は、合併後に策定される第四次宮崎市総合計画に引き継がれることとなります。

【中心市街地】

田野駅周辺地区について、行政、商業、文化等の中枢機能を備えた中心市街地づくりを進めます。

【商業地・居住地複合地域】

国道269号沿線において、沿線型商業施設と低中層住宅が調和のとれた快適な商業地・居住地の複合地域づくりを進めます。

【健康福祉増進拠点】

宮崎市保健所や社会福祉協議会と連携しながら、田野町総合福祉館ふれあいセンターや田野町健康管理センターを地域の核として、健康福祉増進拠点づくりを進めます。

【文化交流拠点】

文化団体等と連携しながら、田野町文化会館を地域の核として、文化交流拠点づくりを進めます。

【歴史交流拠点】

本野原遺跡を中心として、地域の歴史を知り、文化財の保護と民俗芸能伝承活動のための歴史的交流拠点づくりを進めます。

【工業振興拠点】

田野町域の尾脇工業団地（ハイテクランド尾脇）前平工業団地、築地原工業団地や西地区工業団地と、新市の他の地域の工業流通地区と連携を図りながら、新市南西地域の産業を支える工業振興拠点づくりを進めます。

【スポーツ・レジャー拠点】

田野町運動公園やわにつか渓谷いこいの広場を中心に、新市南西地域のスポーツ・レジャー拠点づくりを進めます。

【快適生活ゾーン】

田野町域の中央地区においては、環境良好な市街地を形成するため、都市基盤の整備を進めます。

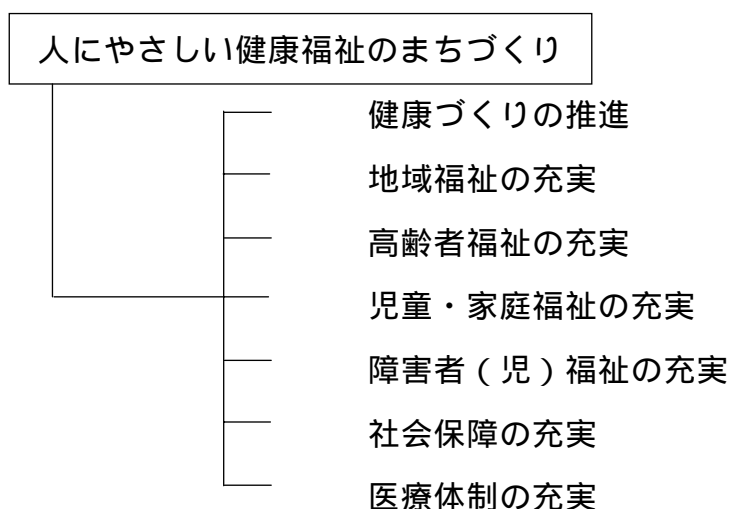
また、田野町域の南原地区においては、住環境を維持するとともに、周辺環境との調和した都市的土地利用を進めます。

第3章 分野別の施策

▶ 1 人にやさしい健康福祉のまちづくり

< 保健・福祉・医療の分野 >

(1) 施策の方向（体系図）



健康づくりの推進

住民の健康保持や増進を図るため、住民自らの健康づくりへの支援体制や保健事業の充実及び予防体制の充実を図り、併せて、地域保健に関する専門的かつ技術的な保健衛生サービスの向上を図るため、保健所の機能を充実します。

田野町域においては、住民の健康ニーズに的確に対応でき、充実した保健サービスを提供するために、田野町総合福祉館を地域の拠点施設として位置づけ、さらに、田野町国民健康保険病院等の医療・福祉関係施設等との連携を図ることにより、生涯にわたる健康づくりの総合的な支援を目指します。

地域福祉の充実

地域で誰もが安心して充実した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な各種サービスの充実を図ります。

地域住民やボランティアなどの参加・協力による支え合いのまちづくりを推進します。

高齢者や障害者等、だれもが社会参加できるように住環境の障壁を取り除き、人に優しい環境づくりを推進します。

また、ハートビル法や福祉のまちづくり条例に基づき、だれもが安心して利用できる建物の確保に努めます。

さらに、社会福祉協議会やNPO法人等の住民活動団体などと連携・協働して、地域

に密着した地域福祉活動を支援するなど、地域住民主体の福祉を推進します。

* ハートビル法：

高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」のこと

高齢者福祉の充実

高齢者の健康寿命の延伸を図り、在宅で自立した生活が送れる環境を提供できるよう、高齢者のいきがい支援や介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。

田野町域においては、70歳以上の高齢者に対する敬老パス券の交付と65歳以上の高齢者に対する悠々パス券の購入助成を行う敬老バス事業を実施するほか、配食サービス等の食の自立支援事業の充実を図り、さらに、健康運動教室の実施により、健康増進・介護予防の推進を図るなど、在宅福祉サービスの充実に努めます。

児童・家庭福祉の充実

入所できる保育所の選択の幅が広がり、利便性が向上するとともに、保育サービスや子育て家庭支援の充実などの支援策を講じ、子どもを安心して育てることのできる環境の充実を図ります。

田野町域においては、新たに多子世帯子育て支援医療費の助成を実施するなど、子育て支援の充実に努めます。

障害者（児）福祉の充実

各種の支援制度の充実を図るとともに、障害の早期発見・早期療育を推進するうえで、新市域のニーズに対応した拠点施設等の整備充実ならびに有効利用を図ります。

また、障害者（児）の全てのライフステージに応じた総合的な支援体制を整備することによって、地域社会の中で、いきがいを持って積極的に生活できる環境づくりに努めます。

田野町域においては、重度障害者介護手当や重度障害者福祉タクシー料金助成を実施するなど、障害者（児）の在宅福祉の充実と社会参加促進を図ります。

社会保障の充実

すべての住民が、健康で安定した生活を送ることができるよう、国民健康保険制度、介護保険制度等の適正な運営を図ります。

また、生活保護等の各種制度の適正な運用を図ります。

医療体制の充実

地域の医療機関との連携を図り、医療施設の有効活用を進め、地域に密着した効率的な医療体制の充実を図ります。

(2) 主要事業

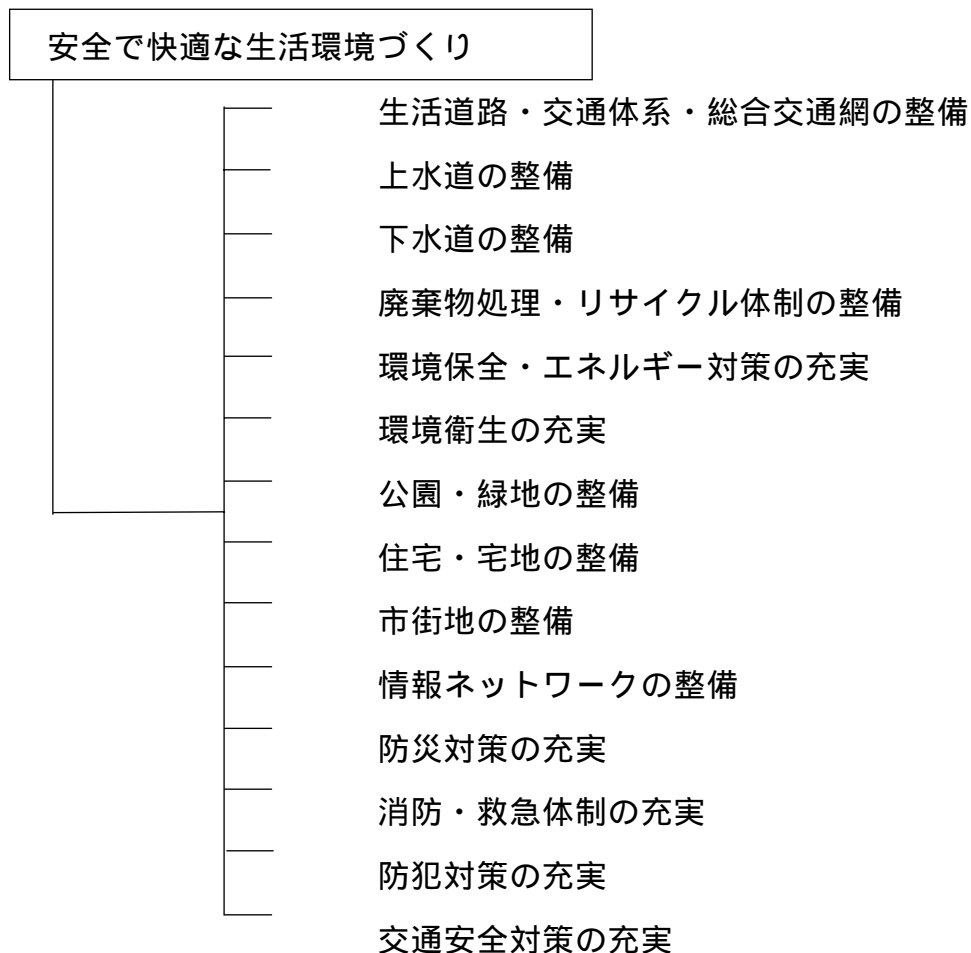
| 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本健康診査や各種がん検診等の実施 ・ 健康相談や健康教育等の充実 ・ 乳幼児、学童、高齢者の予防接種の実施 ・ 妊婦、乳幼児の健康診査や健康相談・健康教育等の母子保健事業の充実 ・ 保健所機能の充実 |
| 地域福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉のまちづくり整備事業の推進 ・ 地域の実情に応じた地域福祉の推進 |
| 高齢者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老パス券交付・悠々パス券購入助成 ・ 健康運動教室の実施 ・ 配食・給食サービス実施、ふれあい会食会助成等食の自立支援事業の充実 |
| 児童・家庭福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営費補助など保育の充実 ・ 多子世帯子育て支援医療費などの助成 ・ 児童クラブなどの充実 |
| 障害者（児）福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者介護手当などによる在宅福祉の充実 ・ 重度障害者福祉タクシー料金助成などによる社会参加促進 ・ 障害の早期発見・早期療育体制の充実 |
| 社会保障の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態でも安心な介護保険の適正運用を図る ・ 国民健康保険加入者で「人間ドック」「脳ドック」受診者の検査費用額を助成 ・ 国民健康保険加入者で「歯科検診」の受診費用額を助成 ・ 国民健康保険加入者で生活習慣病のハイリスク者に対し、予防や改善を図るための「健康教室」の受講費用額を助成 |
| 医療体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種検診や健康教室等の実施 ・ 各医療機関の連携の充実 ・ 田野町国民健康保険病院の整備 |

〔注〕 表中の太文字(ゴシック)は、田野町域における新規施策または重点事業を表します。以降の表も同じです。

▶ 2 安全で快適な生活環境づくり

< 生活環境・都市基盤の分野 >

(1) 施策の方向 (体系図)



生活道路・交通体系・総合交通網の整備

地域間の幹線道路ネットワークの強化による道路交通の円滑化と安全を図るため、幹線道路の整備促進に努めます。

国道については、現在整備中の国道269号バイパスの早期完成を県とともに目指します。

県道については、宮崎西環状線や日南高岡線などの主要地方道及び学園木花台本郷北方線や宮崎田野線などの一般県道の事業中区間の整備促進に努めるとともに、交通安全のための諸施策の推進にも努めます。

魅力ある市街地形成のための骨格となる都市計画道路及び安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備・改良を進めるとともに維持管理にも努めます。

また、高齢者、身体障害者等が移動しやすい交通バリアフリー化の推進を図り、移動

の利便性や安全性の向上を目指します。

あらゆる分野での広域化が進む中、道路網の整備や鉄道、バス交通などの公共交通機関における有機的な結びつきを強化し、総合的な交通体系の確立と交通網の整備に努めます。

上水道の整備

取水、浄水、配水施設等の上水道施設を計画的、効率的に整備します。変動する水需要にも十分対応できるように、また安全、良質な水が常時配水できるよう図ります。

また、宮崎市域と田野町域間での配水管連絡や配水池の新設により、安定した水の供給に努め、さらに災害や事故にも強い水道の構築を進めます。

下水道の整備

住環境の整備、公共用水域の水質保全、浸水の防止を目的とし、快適な環境、豊かな自然を子供たちに引き継ぐため、下水道事業を推進します。

また、都市の水環境を支えるため、高度処理した処理水を利用し、良好な水循環・水環境の創出に努めます。

さらに、汚水処理の過程から出る汚泥の資源化や余剰エネルギー等を利用し、資源の有効活用を行います。

田野町域では、下水道整備水準をできるだけ早い時期に宮崎市の整備水準まで引き上げるよう努めます。

廃棄物処理・リサイクル体制の整備

生活環境の向上に資するために、ごみの減量・資源化を促進し、ごみの分別収集の徹底を図り、資源ごみ再利用のため、リサイクル事業の拡大を推進します。

また、産業廃棄物については、事業者による排出者責任に基づく適正処理や再利用化などを促進するとともに、監視体制の強化に努めます。

さらに、ごみ問題に対する住民及び事業者の役割等を正しく認識するための環境啓発活動を充実・強化し、住民の意識の高揚を図ります。

環境保全・エネルギー対策の充実

公害を未然に防止し、安全で快適な生活環境を確保するため、公害発生源の監視・指導に努め、各種の開発行為申請時や企業の立地の際に指導を行います。

また、不法投棄の対策を強化するとともに、各地域における環境美化運動や自然保護運動等を積極的に支援し、河川愛護・美化運動等の環境意識啓発に努めます。

さらに、環境負荷を軽減・抑制するために、省エネルギー対策を一層促進し、温室効果ガスの排出量の削減に努め、地球温暖化防止対策を推進します。

環境衛生の充実

公衆衛生の向上及び河川浄化の推進を図るため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図ります。

また、田野町域においては、下水道事業の整備促進と合わせ、補助制度を活用した合併処理浄化槽設置の普及を図ります。

公園・緑地の整備

自然と共生し安心して暮らせる快適環境都市づくりを進めるため、豊かな自然の保護・保全や都市緑化の推進を図るとともに、「太陽と緑と大地のガーデンシティー みやざき」づくりをより一層推進し、緑豊かなまちづくりを進めます。

このため、田野町域においては、田野町運動公園に児童遊園施設の整備を行います。宮崎市南西地域では生目の杜運動公園や生目古墳群史跡公園の整備を進めます。

また併せて、土地区画整理事業等の整備が行われる地区を中心に、住民が身近に利用し親しみのもてるような公園等も整備します。

さらに、郷土の名木の指定や保存、また、田野町域の良好な自然環境を保全するため、宮崎市域と合わせ、緑の保全地区の指定を行います。

住宅・宅地の整備

住宅市場の需要と供給のバランスに配慮しながら、総合的・計画的に事業を進めます。

公営住宅については、需要の的確な把握に努めるとともに、良好な住環境の形成と高齢化の進展に対応するため、老朽化した団地の建替えや居室の改善において、高齢者・障害者等に配慮した整備を進めていきます。

民間住宅については、良好な住宅地や身近な緑地の保全に努め、潤いのある住環境の形成を図ります。

また、中高層建築物の建設に対して、周辺の住環境に配慮し、秩序ある整備が図られるよう誘導し、その実現に努めます。

さらに、田野町域においては、需要動向を見ながら、南原団地・二ツ山団地等の建替えなどの公営住宅の整備を進めます。

市街地の整備

国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた計画的な土地利用を推進するとともに、魅力ある市街地を目指し、安全で快適な都市環境の形成に努め、優れた美しい都市景観づくりを進めます。

建築基準法に基づく狭あい道路の整備と併行して、防災上・景観上も良好な住環境を整備し、潤いのあるまちづくりの形成を誘導し、その実現に努めます。

建築協定や地区計画制度を活用した市民によるまちづくりを促進し、魅力ある良好な住環境づくりを目指します。

さらに、中心市街地や宮崎駅周辺地域においては、文化交流などあらゆる世代の市民がふれあえる場としての機能の充実や利便性の向上を図るための環境整備に努め、市街地の活性化を推進します。

田野町域においては、国道269号バイパス沿いを中心として進めている南原、中ノ原区画整理事業及び中心部北地区の区画整理事業、沿道区画整理型街路事業の整備を進めます。

情報ネットワークの整備

地域交流の活性化の実現や地域間の情報格差を是正するために「地域の情報ネットワーク」を整備するとともに、すべての市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」行政サービスを利用できるよう、「住民と行政を結ぶ情報ネットワーク」を整備します。

田野町域においてCATVの拡充を推進するとともに、新市全域において、地域情報システム「サンシャインコミュニティシステム^{*1}」の整備や「電子市役所構築^{*2}」を進めます。

*1 サンシャインコミュニティシステム：

ケーブルテレビ網を利用し、キオスク端末（公共施設等に設置してある端末機）やインターネットからスポーツ施設予約や図書検索・予約等のサービスが利用できるシステム

*2 電子市役所構築：

事務事業の見直し・改善と効率化を進めるため、ITを積極的に取り入れ、市民のニーズに対応できる機能を備えた「電子市役所」の構築を行うものです。

- ・電子申請、届出・ICカード多目的利用・電子入札
- ・文書管理・地理情報・財務会計・マルチポイントネットワークほか

防災対策の充実

災害時の市民の生命と財産を守るため、防災体制の強化、充実に努めます。

防災では、災害時に円滑な情報伝達がなされるよう、防災行政無線設備をアナログ方式からデジタル方式に移行します。

また、安全で快適な市民生活を営むことができるよう、豪雨時における浸水被害などの軽減を図るための河川・排水路の整備や急傾斜地等の災害危険箇所の防災対策を進めます。

さらに、公共施設の耐震化・不燃化を推進するとともに、民間建築物の耐震化の促進を図るため耐震診断や補強等を実施するよう誘導し、その実現に努めます。

田野町域においては、各種団体、機関と連携し防災訓練の実施など防災意識の高揚を図るとともに、災害時に即応できる総合的な自主防災組織の設置及び避難誘導體制の強化を推進します。

また、民間業者による開発については、災害防止上の安全基準に確実に達するよう各種法令や条例に基づく指導・監督の徹底を推進します。

消防・救急体制の充実

消防・救急に関しては、昭和48年から広域消防業務（事務委託方式）を実施しており、さらに効果的な運用を図ります。

田野町域においては、火災予防の啓発活動や防火訓練等を通して、住民の防火対策に

関する意識の高揚を図るとともに、消防団員の確保、防火水槽や小型動力ポンプ及び消防車両等の充実にも努めます。

防犯対策の充実

自治会が管理する防犯灯の維持管理費等に補助を行うなど、犯罪や事故のない安心して住めるまちづくりを、警察や地域社会等と協働して進めます。

田野町域においては、こども110番おたすけハウス設置やあいさつ運動の推進など積極的な防犯活動の展開に努めます。

交通安全対策の充実

交通事故の多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路については、交通災害から市民を守るため、交通安全対策を進めます。

田野町域においては、安全を確保するため、既存のスクールゾーンやその他の危険箇所等について、随時実態把握し見直しを行うとともに、カーブミラー、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。

さらに、田野町域においては国道269号バイパスが整備中であり、今後、交通量の増加が予想されることから、歩行者や交通弱者の交通事故防止のため、公共空間のバリアフリー化や歩車道分離など関係機関との連携を図りながら、交通安全施設の整備促進に努めます。

(2) 主要事業

| 事業名 | 事業概要 |
|--------------------|---|
| 生活道路・交通体系・総合交通網の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹線町道の整備 ・街路の整備 ・地方バス路線の存続支援 |
| 上水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・配水管の整備、連絡 ・配水池の新設等 |
| 下水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・農業集落排水の整備 |
| 廃棄物処理・リサイクル体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・有価物回収推進事業の実施 ・ごみ問題海外派遣研修事業の実施 |
| 環境保全・エネルギー対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・恵まれた豊かな自然環境の保全と自然との共生の推進 ・余熱、廃熱利用によるエネルギーの省力化、効率化の推進 ・クリーンエネルギー利用に関する市民、事業者意識の啓発と利用の促進 |
| 環境衛生の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・鼠、蚊、ハエ等の駆除の推進 ・犬の適正管理指導 ・合併処理浄化槽の普及 |

| | |
|-------------|--|
| 公園・緑地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田野町運動公園の児童遊園施設の整備 ・ 生目の杜運動公園や生目古墳群史跡公園の整備 ・ 地域住民に身近な公園等の整備 |
| 住宅・宅地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ストック総合改善事業* ・ 南原団地・二ツ山団地等建替事業 |
| 市街地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭あい道路の整備 ・ 区画整理事業及び、沿道区画整理型街路事業の整備 |
| 情報ネットワークの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ C A T V 整備事業 ・ 地域情報システム整備 ・ 電子市役所構築の推進 |
| 防災対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の整備 ・ 自主防災組織の育成・整備 ・ 排水路や急傾斜地の整備 |
| 消防・救急体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防体制の効果的運用 ・ 消防団組織の充実 |
| 防犯対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯の維持管理の充実 ・ 安心して住めるまちづくりの推進 |
| 交通安全対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全施設の整備（案内標識、カーブミラー、ガードレール、区画線等） |

* ストック総合改善事業：

住宅を改修することで相当期間にわたって継続使用が可能なものについて、建て替えではなく改修することで延命を図る事業。

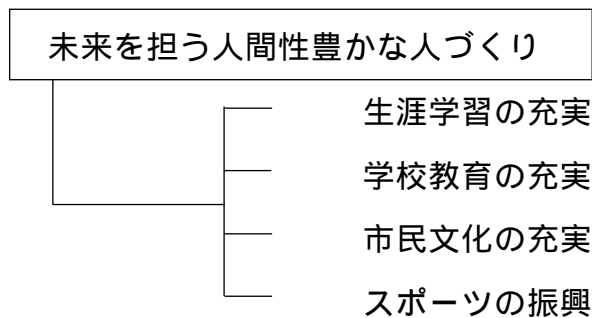
(3) 県の事業

| 事業名 | 事業概要 |
|------------|---|
| 都市公園整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県総合運動公園 |
| 公共県営住宅建設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽狭小に加え脆弱な設備である既存県営住宅の建替えとその他既存県営住宅の改善 |
| 国道バイパス整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 2 6 9 号加納バイパスの整備 ・ 国道 2 6 9 号天満バイパスの整備 ・ 国道 2 6 9 号梅谷バイパスの整備 |
| 県道整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道宮崎田野線古木場工区の整備 ・ 県道宮崎西環状線（北川内工区、松橋工区）の整備 ・ 県道学園木花台本郷北方線東宮工区及び熊野工区の整備 |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施工（国庫補助）による急傾斜地の崩壊対策 |

▶ 3 未来を担う人間性豊かな人づくり

< 教育・文化の分野 >

(1) 施策の方向 (体系図)



生涯学習の充実

市民一人ひとりの生命や人権が尊重され、充実した人生を送るため、家庭・地域・学校との連携を図り、心豊かで活力ある地域づくりを進めるとともに、生涯学習の機会や場を提供することにより生涯学習事業の推進に努めます。

また、ボランティアやNPO法人など住民活動団体との連携や公民館を中心とした住民の企画運営への参画を推進し、地域と一体となった生涯学習の充実を図ります。

さらに、歴史・文化資源などを活用し、体験して学習できる場や体制の整備・充実に努めます。

加えて、生涯にわたる学習活動を推進する生涯学習の理念に基づき、文化会館等の社会教育施設を拠点として、住民が誰でも自由に生涯学習に参加できる環境づくりを進めます。

学校教育の充実

未来を担う人間性豊かな児童生徒を育成するため、人権教育を含めた教育内容を充実させ、社会の変化に対応できる能力と創造性を培う教育の充実を図ります。

田野町域においては、老朽化した校舎やプールなどの補修、改修を進めるとともに、情報化社会や国際化社会に対応できる児童生徒を育成するため、教育用コンピュータなどの充実に努めます。

市民文化の充実

住民の芸術文化活動を積極的に推進し、従来地域の歴史、文化、風俗等を次世代に引き継ぐために、文化活動の拠点となる施設の整備を図り、貴重な文化財や歴史的遺産の保護、活用に努めます。

田野町域においては、文化財伝承・保護活動、縄文集落本野原遺跡の整備、活用を推

進しながら、さらには、宮崎市のみやざき歴史文化館等の文化施設と連携をとりながら、住民の芸術文化活動を積極的に推進します。

スポーツの振興

多様化する住民のスポーツニーズに対応するため、子どもから高齢者までの各世代がスポーツに親しめる環境の整備を図るとともに、世代間の交流を目的とした活動支援などスポーツの振興を図ります。

田野町域においては、田野町運動公園を拠点とし、子どもから高齢者までスポーツを楽しめる環境のさらなる整備を図ります。

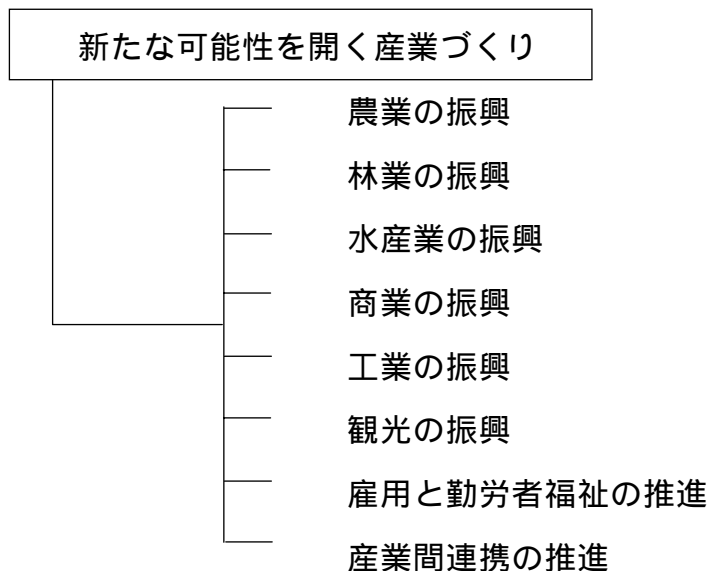
(2) 主要事業

| 事業名 | 事業概要 |
|---------|---|
| 生涯学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等社会教育施設の整備 ・ 公民館講座の充実 |
| 学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校校舎耐震改修や改築等 ・ 教育用コンピュータの充実 ・ 国際社会に対応できる人材の育成 |
| 市民文化の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本野原遺跡の保存整備と活用 ・ 民俗芸能等の保存及び伝承 ・ 生目古墳群史跡公園の整備 |
| スポーツの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 田野町域各社会体育施設補修等事業 ・ 田野町運動公園整備事業 |

▶ 4 新たな可能性を開く産業づくり

< 産業の分野 >

(1) 施策の方向 (体系図)



農業の振興

冬期温暖多日照の気象条件を活かして、主軸となる野菜、果樹、花きの施設園芸や、早期水稻及び畜産の振興を図るため、水田、畑地帯の有効活用や、農地利用集積促進、受託組織等の育成強化等を行い、後継者や認定農家などの担い手や農業法人の育成・確保を進めます。

また、都市と農村の均衡の取れた田園都市地域として、適正な農用地利用を図り、環境に配慮したブランド産地づくりを目指します。

このため、生産基盤の整備として、農地の区画整理をはじめ、農道や用排水施設の整備、ハウスや畜舎等の生産施設の改良、普及及び豊かな農村生活環境の充実や地域景観の維持に努めます。

大淀川右岸事業の受益地においては、天神ダムから安定して供給される用水を活用し、従来からの葉タバコや干し大根など露地野菜を中心とした土地利用型農業と併せ、生産性、収益性の施設型農業の展開も図るとともに、農業基盤の整備、農業機械の導入による規模拡大を推進します。

林業の振興

活力ある林業の進行を図るため、森林の造成や林道等道路網の整備及び県産材の利用促進などを推進します。

また、心に安らぎと潤いを与え、災害から国土を守り快適で安全な生活環境を創造す

る森林づくりを進めます。

田野町域においては、林業者、森林組合と一体となり、水源かん養、自然環境の保全など、森林資源の保護・育成を図り、保健休養機能など住民の憩いの場としての整備促進と併せ、荒廃林の解消に努めます。

水産業の振興

海面漁業については、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業従事者の減少など多くの課題を抱えており、このような中で、活力ある漁業を展開していくため、つくり育て管理する漁業の推進、漁業後継者の育成、ブランドの確立に努めます。

また、内水面漁業の振興については、河川漁業資源増殖のための稚魚や稚貝の放流に努めます。

商業の振興

消費者ニーズの多様化に対応した魅力ある商店街づくりに努めるとともに、経営の近代化・情報化を促進し、地域の特性を生かした商業都市の実現を目指すため、各種商業振興施策の充実に努めます。

田野町域の役場周辺地区については、行政・文化等の中枢機能を備えた魅力ある商店街の形成に努め、国道269号バイパスについては、ロードサイドショップ型の商業地の形成に努めます。

また、各商店街振興組合や商工会等が実施するイベント事業や活力ある商店街活動を支援し、商店街の組織強化を図ります。

工業の振興

企業に対する優遇措置等により、先端技術産業を中心とする誘致・育成を積極的に図るとともに、産学官連携のもと新事業・新産業創出の基盤づくりを行い、工業活性化を促進します。

田野町域においては、特に、田野町域のハイテクランド尾脇、前平工業団地、築地原工業団地、西地区工業団地に立地する企業と新市の他地域の拠点施設や関係機関との連携を推進しながら、産業全体の活性化を図ります。

また、地場産品の宣伝紹介と販路拡大のために、県内外で物産展や工芸展等を開催し、地場産業の振興を図ります。

観光の振興

豊かな自然や人情及び神話に加え、中世・近世の歴史を活用した観光資源の創出を図るとともに、観光を支える人材の育成、観光案内板の整備など、国内外からの観光客等の受け入れ態勢の充実に努めます。

また、田野町運動公園、生目の杜運動公園、宮崎県総合運動公園等を活用したスポーツキャンプの誘致を行います。

田野町域においては、田野町のシンボルである鰐塚山を中心とした県立自然公園、わにつか渓谷いこいの広場などの豊かな自然環境等の観光資源を活かし、特産品の販売施

設である「倉谷ふれあい牧場」及び「田野町物産センター（みちくさ）」を拠点として、イベントや物産販売などの情報を発信し、多くの観光客を誘致することにより経済効果と活性化を推進します。

雇用と勤労者福祉の推進

関係機関との調整や企業との交流を図りながら、就職説明会や就職相談を充実するなどの雇用の促進を図るとともに、勤労青少年ホームや働く婦人の家等における講座の充実、職業訓練校の活用により技術習得や能力開発、さらには技能労働者の養成に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業^{*}の推進により、勤労者家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

さらに、勤労者の余暇活動を促進するための関係施設の整備充実を図るとともに、中小企業で働く勤労者福祉の充実を図るため、福利厚生の上向上に努めます。

^{*}ファミリー・サポート・センター事業：

勤労者が仕事と家庭を両立させながら働くことができるようにするための事業です。ファミリーサポートセンターは、登録会員（育児の手助けをしてほしい依頼会員と育児の協力をしてくれる援助会員）で成り立ちます。依頼会員が残業や病気などで子どもを一時的に預かってほしいときに、センターが依頼の条件などに合う援助会員を紹介し、その援助会員が保育園・幼稚園などへの送迎や一時保育を行います。

産業間連携の推進

観光客を対象とした販売促進や大都市での物産展、プロスポーツのキャンプ地としての利点を生かした農林水産物のPR活動及び体験型観光の受け入れ体制づくりなど、農林水産業、観光業、商工業などが連携した事業を積極的に推進します。

(2) 主要事業

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 農業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者や農業後継者組織、農業法人の育成・強化 ・ 耐候性ハウスや家畜飼養管理用施設などの生産施設整備の推進 ・ 肉用牛肥育対策基金への参加 ・ 茶、葉タバコ、露地野菜の振興と環境循環型農業の推進 ・ 国営大淀川右岸地区の関連事業、農免農道、県営ふるさと農道などの整備や土地改良組織の育成・強化などの農業農村の整備 |
| 林業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再造林、間伐の推進と林道、作業路の整備 ・ 林業担い手の育成確保 |
| 水産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協組織の再編整備や水産物の消費拡大 ・ 漁業資源の保護、増殖のための放流事業 |
| 商業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商店街、ロードサイドショップの活性化や商工団体運営の支援 |
| 工業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存工業団地への積極的な企業誘致 ・ 物産展や工芸展による地場製品の紹介と販路拡大 |
| 観光の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境と温泉施設と歴史資源の活用や観光ガイドボランティアの育成及び観光パンフレットの充実 ・ スポーツイベント・キャンプの支援と誘致の促進 ・ 自然に親しむことのできる、観光施設の整備と観光客の誘致 ・ 都市計画事業と連携した、四季を通じて花のある観光地としてのまちづくり |
| 雇用と勤労者福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職説明会の開催やUターン就職希望者の登録取次ぎ及び雇用促進制度の広報啓発 ・ 余暇活動の促進、勤労者福祉施設の充実 ・ ファミリー・サポート・センター事業の推進 |
| 産業間連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市での物産展における農産物PRや観光PR ・ 観光客を対象とした特産品のPR ・ プロスポーツのキャンプ地としての利点を生かした特産品のPR |

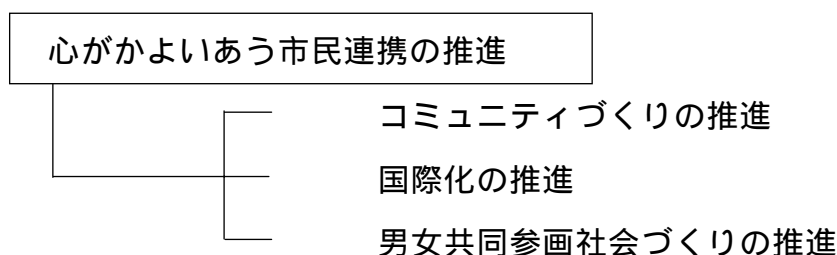
(3) 県の事業

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 県営かんがい排水 (排水対策特別型) | ・ 郡司分、山下地区 |
| 基盤整備促進事業 | ・ 郡司分、中地区 ・ 古城上地区 |
| 県営経営体育成基盤整備事業 | ・ 跡江地区 |
| 県営畑地帯総合整備事業 | ・ 中尾地区 ・ 七野八重地区 ・ さぎせ原地区 |
| 県営農免農道整備事業 | ・ 時屋 2 期 |
| 県営ふるさと農道緊急整備事業 | ・ さぎせ原地区 |
| 県営ため池等整備事業 | ・ 山ノ田地区 ・ 伊屋ヶ谷地区 |
| 県営農地保全整備事業 | ・ 灰ヶ野地区 |

▶ 5 心がかよいあう市民連携の推進

< 市民・団体等の連携の分野 >

(1) 施策の方向（体系図）



コミュニティづくりの推進

少子高齢化の進展により、市民一人ひとりがともに支え合う地域社会づくりが求められています。

そのため、市民のコミュニティ意識やボランティア精神の醸成及び地域活動組織の支援と活動の場の整備を進め、姉妹都市交流や国際交流なども生かした市民相互の地域や世代を超えた様々な交流と連携を促進し、活力あるコミュニティ形成に努めます。

国際化の推進

近年の在住外国人や留学生、海外からの観光客の増加に対応し、「国際観光リゾート都市」にふさわしい国際交流事業の推進に努めます。

地域の特色を生かした国際交流を目指し、国際化への市民意識の向上を図るための啓発事業に取り組みます。

また、地域の文化を大切にしながら異文化を認め合うことのできる国際感覚豊かな人材を育成するために、海外派遣事業、文化・スポーツなどの交流イベントや各種講座の開催、国際交流情報の提供等の充実を図ります。

男女共同参画社会づくりの推進

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを、男女共同参画基本計画・行動計画をもとに推進します。

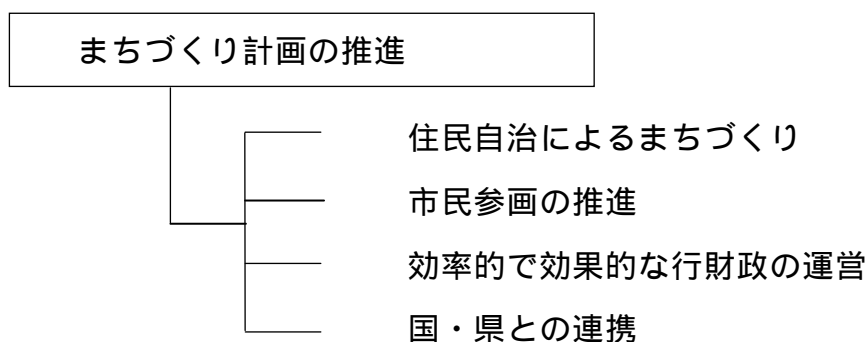
(2)主要事業

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------|---|
| コミュニティづくりの推進 | ・宮崎市自治会連合会や地区連合会及び自治会（区会）自治公民館に対する運営費等の補助 |
| 国際化の推進 | ・国際姉妹都市交流事業 ・国際交流派遣事業 ・国際交流員招致事業 |
| 男女共同参画社会づくりの推進 | ・男女共同参画社会づくり推進事業 |

▶ 6 まちづくり計画の推進

< 行財政運営の分野 >

(1) 施策の方向（体系図）



住民自治によるまちづくり

住民自治とコミュニティの重要性が高まる中、行政と住民の協働を進めるため、新市全域において地域自治区の設置を進めます。

特に、田野町域においては、合併後5年間は合併特例区を設置し、地域住民で構成される合併特例区協議会を中心に住民自治の強化を促進するとともに、地域住民の声を反映させながらまちづくり計画に掲げる目標の実現を目指します。

市民参画の推進

市民活動推進条例に基づき、「心やさしい市民による支え合う地域づくり」を進めるため、ボランティア活動をはじめとする市民による社会貢献活動を支援します。

また、既存の行政主導ではなく、市民の主体的な参画を中心としたまちづくりを行うため、市民と行政が互いに手を取り合う「市民協働型」のまちづくりを推進します。

効率的で効果的な行財政の運営

厳しい財政状況の中で、新たな市として一体性を醸成し、市域の均衡ある発展に資する重点事業や新規事業に積極的に取り組んでいくためには、より効率的で効果的な行財政運営が必要となります。このような観点から、行財政基盤のより一層の充実強化を図るため、今後、次のような項目に取り組みます。

機能的で効率的な組織・機構を確立するとともに、適正な定員管理や給与制度の運用を行います。

行政サービスの担い手である職員の能力開発や資質向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材の確保に努めます。

行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、ITを活用した行政の情報化を積極的に進めます。

限られた財源を有効に活用し、中長期的な視点で計画的な財政運営を行い、健全財政の確立を図ります。

経費全般を徹底的に見直して、経費節減に努めるとともに、税収の確保や収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

市民への説明責任を果たすため、市の財政状況等について、的確な分析と積極的な公表に努めます。

国・県との連携

新市におけるまちづくりの推進に当たっては、国・県の政策動向や社会情勢の変化に伴う行政諸課題に迅速・的確に対応することが必要となります。

このため、今後とも、国・県との連携と協調を図りながら、各分野での事業を円滑に推進します。特に、県との緊密な連携を図るため、様々な分野で情報交換を積極的に行います。

(2)主要事業

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------|---|
| 住民自治によるまちづくり | ・ 合併特例区（区域内に設置される住民組織を含む）、地域自治区の運営支援 |
| 市民参画の推進 | ・ 市民活動支援センターの利用推進 ・ 市民活動支援基金（マッチングギフト方式 ^{*1} ）活用事業 ・ パブリックコメント制度 ^{*2} の活用 |
| 効率的で効果的な行財政の運営 | ・ 行財政改革の推進 ・ 事業評価制度の推進 |
| 国・県との連携 | ・ 国・県への施策、予算に対する要望活動 |

* 1 マッチングギフト方式：
地方自治体が、市民からの寄付金及び寄付金と同額を予算化し、積み立てる方式

* 2 パブリックコメント制度：
基本的な施策などを策定にあたって、その趣旨や内容を明らかにし、それに対する住民の皆さんの意見を考慮しながら意思決定をしていく制度です。

▶ 7 県事業との関わり

新市は、合併後の新市域における一体感を高め、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るため、県と連携を密にしながら、宮崎・田野まちづくり計画に掲げられた施策・事業を総合的、計画的に実施していきます。

県は、新市の施策・事業と連携しながら、宮崎・田野まちづくり計画に掲げられた県事業の重点的な実施を行うなど、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

また、新市の高次都市機能をさらに高め、県都としての役割を果たすための事業推進について、国・県を含め関係機関とともに協議していきます。

第4章 公共・公用施設の適正配置

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう住民の利便性に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、財政事情等を考慮して統合・整備を進めながら適正配置を図っていきます。

また、既存の公共施設の有効活用を図るため、新市域全体における施設間の情報ネットワーク化を推進します。

さらに、住民に身近なスポーツ・文化施設等については、必要に応じて、施設の管理運営をNPO法人等への外部委託を進めます。

なお、公用施設については、保健所等の中核市機能を中心とした住民サービスの向上を図るために必要な整備を進めます。

第5章 財政計画

1 財政計画について

(1)目的

財政計画は宮崎・田野まちづくり計画を推進していく上での、財政運営の指針となるものです。

財政計画の策定においては、合併に伴う財政支援措置や経費削減など合併に伴う主な影響を反映させるとともに、宮崎・田野まちづくり計画に盛り込まれた主要事業についても考慮しました。

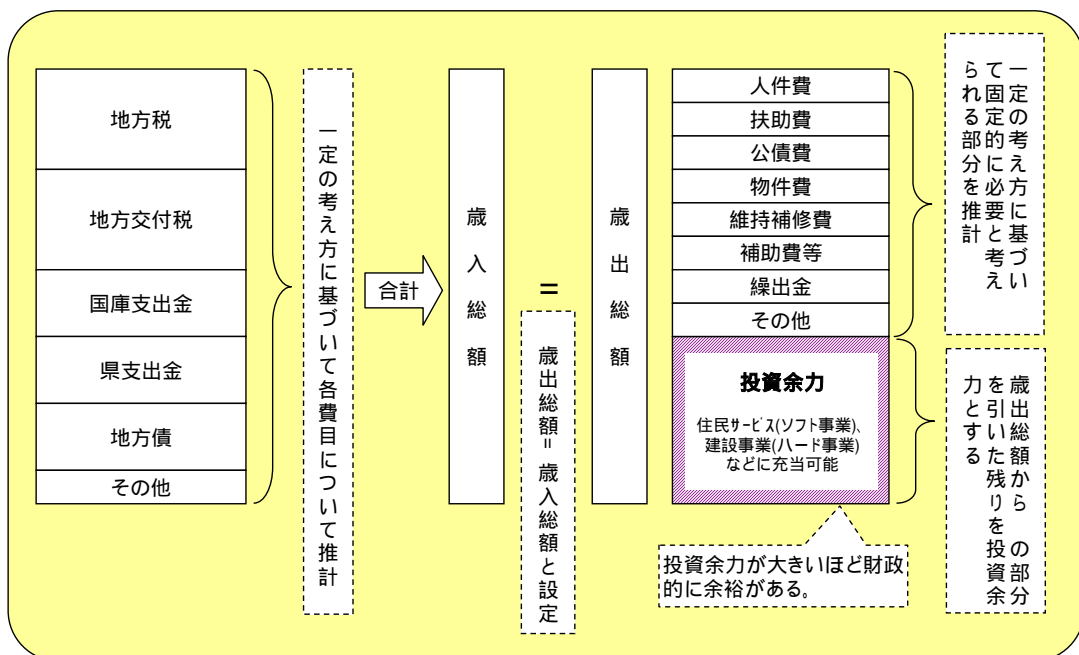
(2)期間

平成 17 年度から平成 26 年度までとします。

(3)推計の全体像

歳出は歳入に影響されることから、歳入総額 = 歳出総額と設定し、歳出総額から固定的に支出される部分を引き、様々なハード事業・ソフト事業に充当可能となる「投資余力」の部分を算出し、この投資余力の大きさを財政状況の判断材料としました。(下図参照)

推計にあたっては、平成 14 年度普通会計決算をベースとし、地方財政制度見直しの動向なども考慮しました。



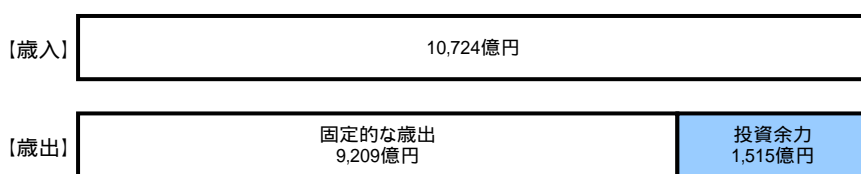
2 10年間のすがた

合併する場合の国、県からの財政支援による歳入の増加、人件費、物件費等の削減による歳出の減少などから合併しない場合に比べて、投資余力が359億円増加します。

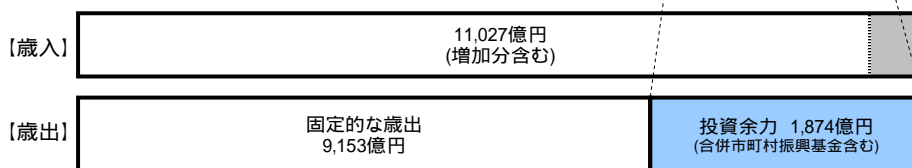
この投資余力の増加分は、新市の一体性を図るために、ハード事業・ソフト事業の充実に活用されることとなり、都市基盤等の整備水準や住民サービスの向上が図られます。

合併後10年間のすがた (平成17～26年度の10年間累計)

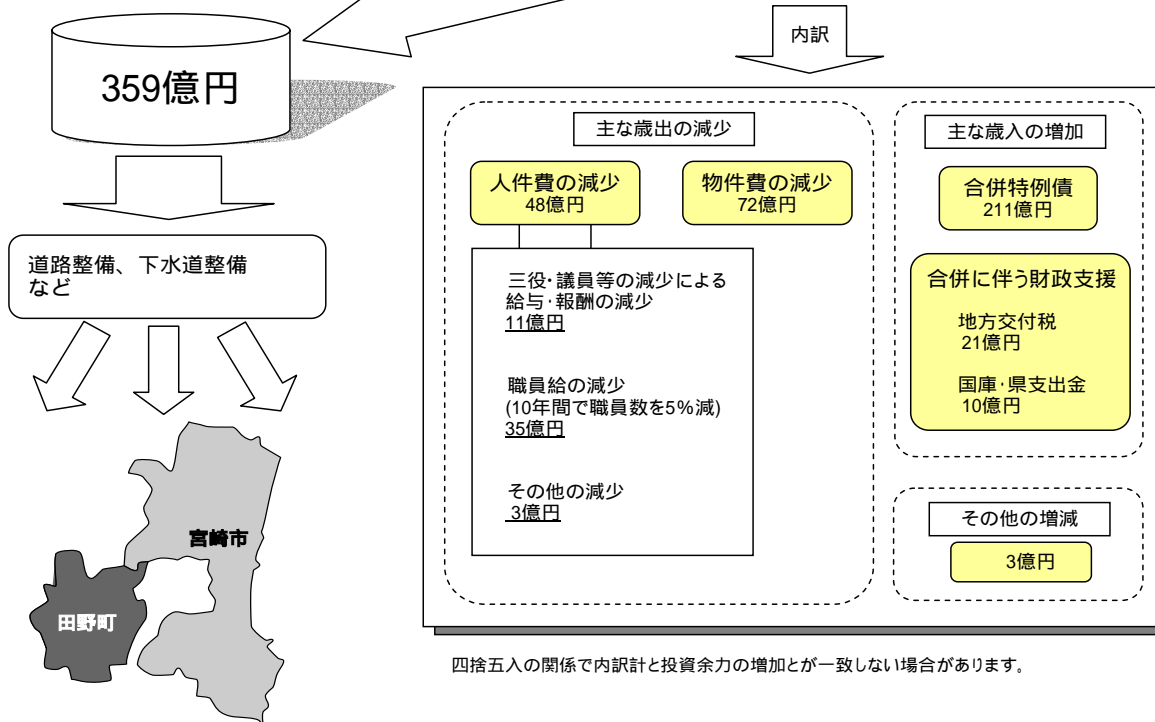
宮崎市・田野町が合併しない場合の単純合計



宮崎市・田野町の合併による新市



合併による
投資余力の増加
359億円



四捨五入の関係で内訳計と投資余力の増加とが一致しない場合があります。

財政計画

歳入

(単位: 百万円)

| | 歳入総額 | 地方税 | 地方交付 税 | 国庫支出 金 | 県支出金 | 地方債 | その他 |
|--------|-----------|--------|-----------|-----------|-------|--------|--------|
| 平成17年度 | 117,375 | 38,289 | 21,355 | 17,307 | 3,022 | 16,667 | 20,734 |
| 18年度 | 116,805 | 37,912 | 21,192 | 17,608 | 2,779 | 15,345 | 21,969 |
| 19年度 | 111,780 | 40,630 | 21,065 | 16,498 | 2,621 | 9,924 | 21,043 |
| 20年度 | 110,615 | 40,574 | 20,076 | 16,368 | 2,631 | 9,924 | 21,043 |
| 21年度 | 109,801 | 40,518 | 19,299 | 16,383 | 2,634 | 9,924 | 21,043 |
| 22年度 | 108,538 | 40,463 | 18,184 | 16,394 | 2,531 | 9,924 | 21,043 |
| 23年度 | 107,617 | 40,331 | 17,406 | 16,385 | 2,528 | 9,924 | 21,043 |
| 24年度 | 106,734 | 40,201 | 16,646 | 16,385 | 2,535 | 9,924 | 21,043 |
| 25年度 | 106,714 | 40,072 | 16,781 | 16,371 | 2,524 | 9,924 | 21,043 |
| 26年度 | 106,730 | 39,945 | 16,916 | 16,371 | 2,531 | 9,924 | 21,043 |
| 10年間計 | 1,102,709 | | | | | | |

歳出

(単位: 百万円)

| | 歳出総額 | 人件費 | 扶助費 | 公債費 | 物件費 | 維持補修 費 | 補助費等 | 繰出金 | その他 | 投資余力 | 合併特例 債を活用し た積立金 |
|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|-----------|-------|--------|-------|---------|-----------------------|
| 平成17年度 | 117,375 | 16,815 | 22,115 | 15,225 | 14,188 | 1,018 | 4,371 | 13,188 | 3,295 | 26,812 | 347 |
| 18年度 | 116,805 | 17,196 | 22,556 | 15,522 | 13,570 | 968 | 4,168 | 13,469 | 3,329 | 25,680 | 347 |
| 19年度 | 111,780 | 18,017 | 23,005 | 15,988 | 12,689 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 19,918 | 347 |
| 20年度 | 110,615 | 18,346 | 23,029 | 16,101 | 12,558 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 18,418 | 347 |
| 21年度 | 109,801 | 18,492 | 23,053 | 16,380 | 12,427 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 17,286 | 347 |
| 22年度 | 108,538 | 18,191 | 23,077 | 16,547 | 12,297 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 16,263 | 347 |
| 23年度 | 107,617 | 18,101 | 23,064 | 16,678 | 12,166 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 15,446 | 347 |
| 24年度 | 106,734 | 18,404 | 23,052 | 16,550 | 12,035 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 14,530 | 347 |
| 25年度 | 106,714 | 17,841 | 23,040 | 16,814 | 11,904 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 14,951 | 347 |
| 26年度 | 106,730 | 18,078 | 23,030 | 17,012 | 11,773 | 921 | 3,994 | 13,538 | 3,363 | 14,674 | 347 |
| 10年間計 | 1,102,709 | | | | | 915,261 | | | | 187,448 | |

付 属 資 料

宮崎・田野まちづくり計画
～ 新市建設計画 ～

宮崎・田野合併協議会

目 次

1 合併の背景と意義

- (1) 生活圏の広域化 付 1
- (2) 時代に合った行財政運営 付 2
- (3) 合併の効果 付 3

2 市町の概況

- (1) 位置・地勢 付 4
- (2) 生活圏 付 6
 - 通勤圏
 - 通学圏
- (3) 土地利用 付 8
- (4) 人口・世帯 付 10
- (5) 就業構造 付 13
- (6) 産業構造 付 14
 - 総生産
 - 農業
 - 工業
 - 商業
- (7) 生活基盤 付 21
 - 道路（市町道）
 - 上水道
 - 下水道等
- (8) 地域資源 付 24
- (9) 広域行政 付 26

1 合併の背景と意義

(1) 生活圏の広域化

私達の生活は、価値観の変化や情報技術(I T)の進歩によって生活様式が多様化するとともに、道路交通網や都市基盤の整備による交通の利便性の向上から通勤や買い物、余暇活動等での行動範囲が広域化しています。

この変化の中で、例えば、隣の市町村で働く人が勤務地で住民票の交付や公共料金の支払いができないなどの問題・課題が生じています。これらは、生活様式が多様化や生活圏の広域化と、市町村の行政サービスの内容やまちづくりの方針の違いが大きな要因となっていると考えられます。

これらの対策には、従来、*広域行政等によって対処していますが、より迅速に、よりの確に対応するためには、生活圏と行政区域が一体となることが望ましいと考えられています。

*広域行政：

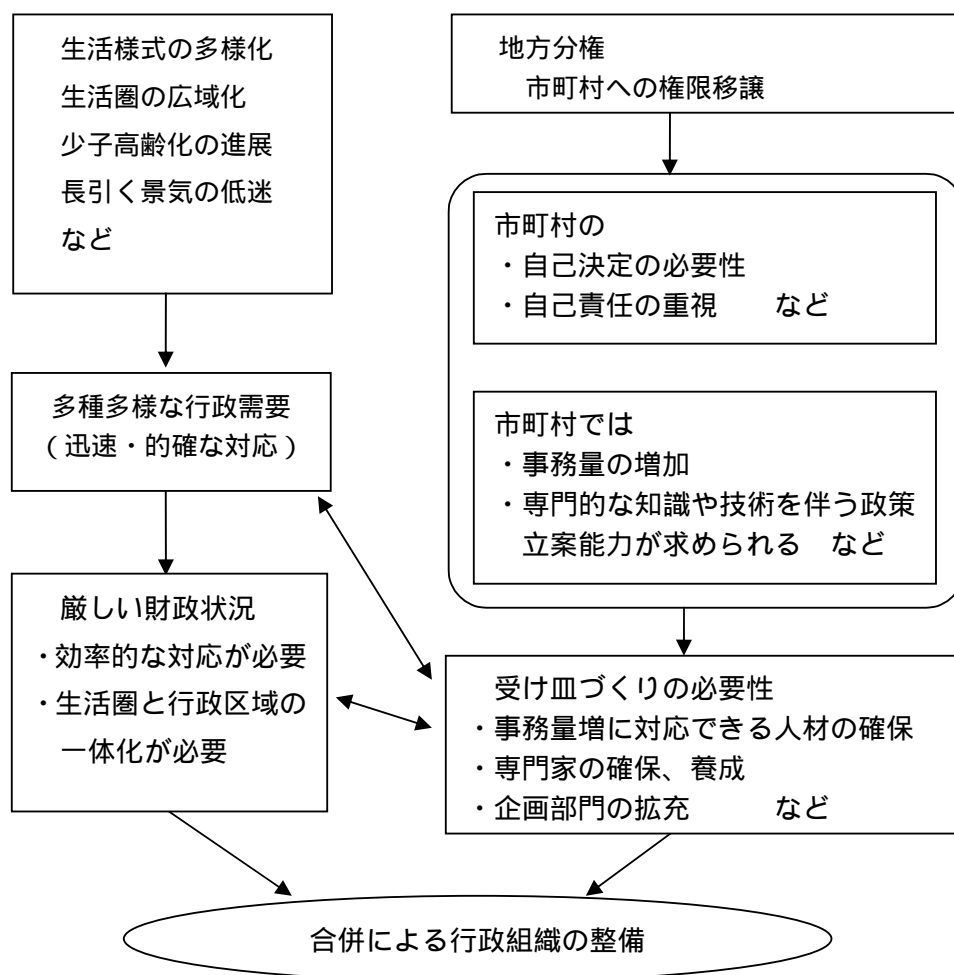
2つ以上の地方公共団体の区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。消防に関する事務(広域消防)や夜間救急センターの共同運営、介護認定審査会の運営等を広域で取り組んでいます(本付属資料の P28 参照)。

(2) 時代に合った行財政運営

長引く景気の低迷により、国と地方の財政はかなり厳しい状況にあり、今後も財政状況が好転する見込みは薄いと考えられます。宮崎市と田野町においても税収は減少傾向にあり、財政状況が年々厳しくなっています。一方、少子高齢化の進展によって、今後、福祉や医療に対する行政需要はますます増加することが予想されます。

また、地方分権がこれから進む中で、行政サービスに関する権限は、住民に身近な市町村に対してさらに移譲されていきます。このため、市町村は自己決定と自己責任のもと、従来以上に専門性を備えた行政体制の確立、行政能力の向上が求められることとなります。

合併の背景



以上のような背景から、住民ニーズに対して迅速・的確に対応するとともに、一定水準の行政サービスを効率的に提供し、同一の生活圏内で行政サービスの格差が生じないようにしていくために、市町村合併がその有効な手段と考えられています。

(3) 合併の効果

市町村合併の効果として、

各種の行政サービスや公共施設の利用等が広域的になること(利便性の向上)
専任職員や専門部署の設置等が可能になり高度かつ多様な行政サービスが提供されるようになること

行政サービスの内容が充実するとともに、安定的に提供されること

広域的な視点に立ったまちづくりが可能となること

行政組織の合理化や公共施設の広域的な配置の調整等によって、限られた財源の中で、既存資源の有効活用により、効率的な行政運営が図られること

などが期待されています。

このほか、宮崎市と田野町が合併する場合、特に、宮崎市が*中核市であることから、田野町域では、行政能力の向上、中核市としてのイメージアップにつながると考えられます。また、公共下水道などの社会基盤の整備や小中学校での教育施設の充実が考えられます。

一方、宮崎市においても、田野町域の豊かな自然や田園環境などを生かし、高次都市機能の充実とやさしくあたたかみのある生活空間の拡大が期待されます。

*中核市：

中核市は都道府県からの権限移譲により、市民生活に関係の深い福祉、保健衛生、都市計画、環境保全などの幅広い分野の事務権限が拡充され、市民に身近なところ(市役所)でこれまで以上にきめ細かな施策の展開が可能です。

< 権限移譲例 >

- ・ 保健所の設置
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 保育所の設置許可、指導監督
- ・ 診療所、助産所の開設許可
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 養護老人ホームなどの設置許可、指導監督 など

2 市町の概況

(1) 位置・地勢

宮崎市域、田野町域は、九州の東南部、宮崎県の中南部に位置します。東は日向灘に面し、北は佐土原町、西は国富町、高岡町、山之口町、三股町、南は清武町、北郷町、日南市に接しています。



田野町

< 役場位置 >

| | |
|-----|------------------|
| 東 経 | 東経 131 ° 18 13 ″ |
| 北 緯 | 北緯 31 ° 50 8 ″ |

宮崎市

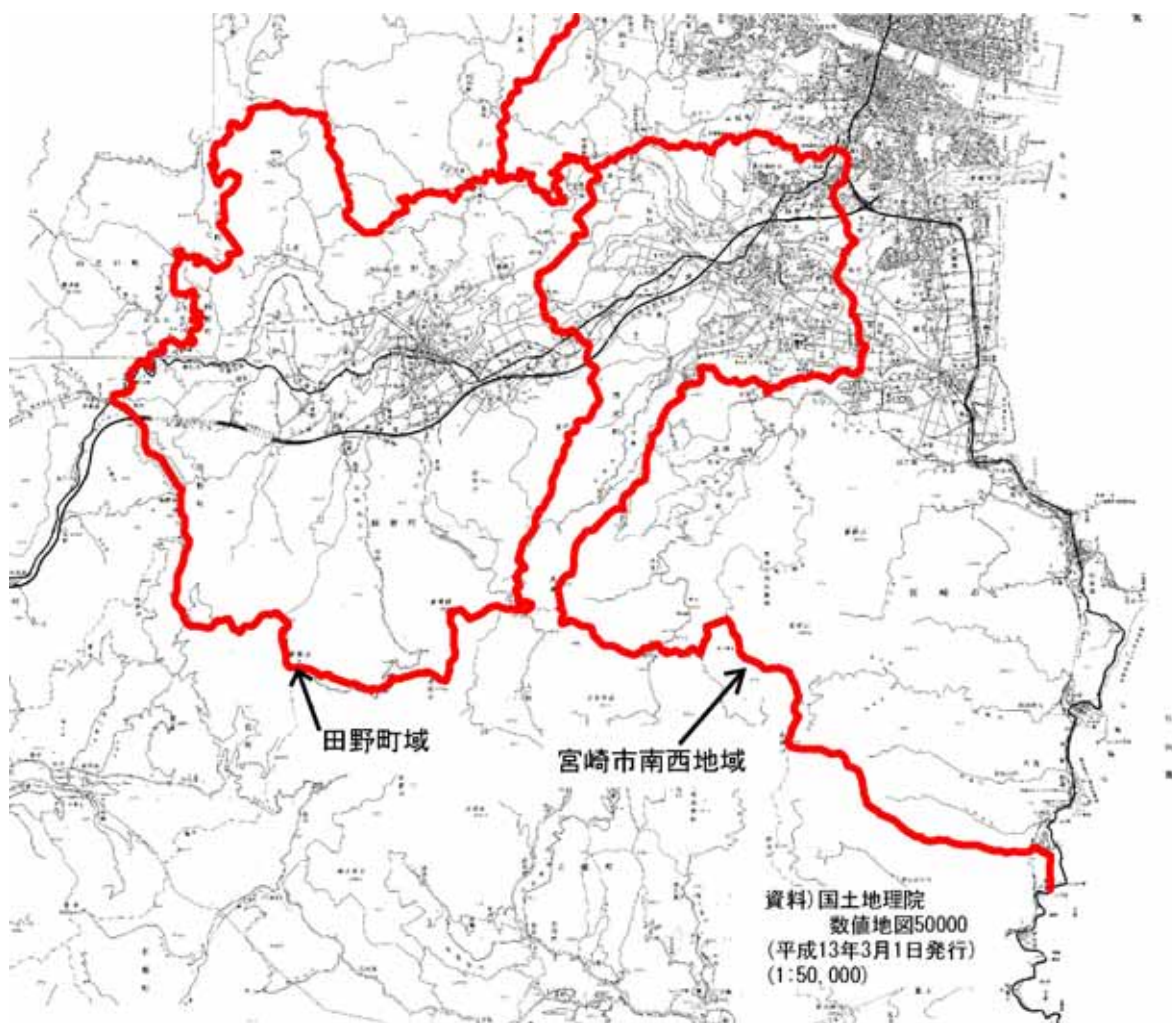
| | |
|-----|-------------|
| 極 東 | 東経 131 ° 29 |
| 極 西 | 東経 131 ° 19 |
| 極 南 | 北緯 31 ° 43 |
| 極 北 | 北緯 32 ° 00 |

< 広がり >

| | |
|-----|-----------------------|
| 東 西 | 15.8 km |
| 南 北 | 32.7 km |
| 面 積 | 286.99km ² |

地形をみると、当地域は西南に鱈塚山（標高 1,118m）がそびえ、西部は鱈塚山の中腹より発した一支脈が高原状に連なっています。

一方、両市町には国道 269 号の他、高速道路が横断しており、かつそれぞれの市町がインターチェンジを有していることから、交通の利便性が高い地域ともなっています。



(2) 生活圏

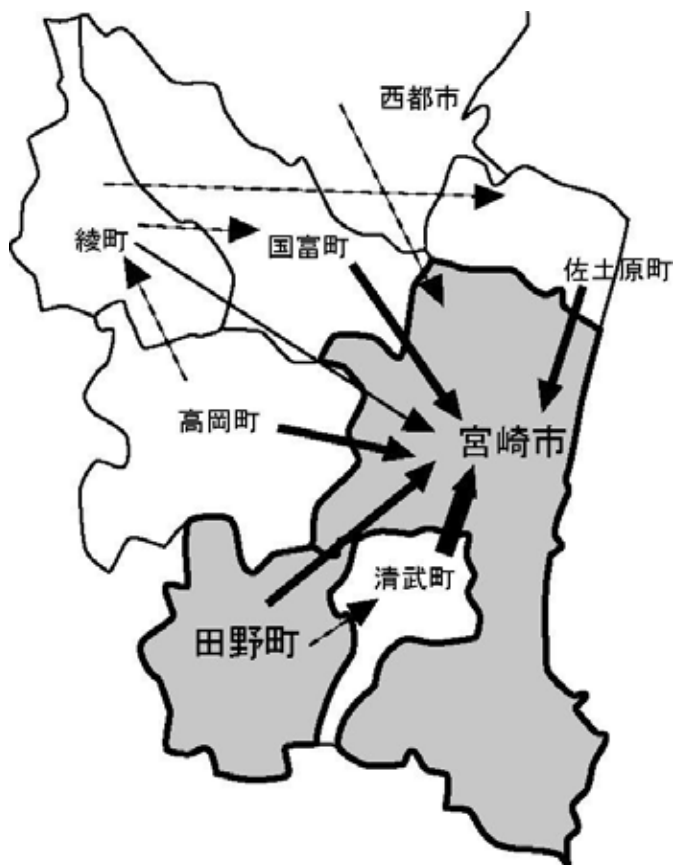
通勤圏

通勤圏の状況をみると、田野町に住む15歳以上就業者のうち、1,315人(21.2%)が宮崎市内に通勤しています。一方、宮崎市に住む15歳以上就業者においては、586人(0.4%)が田野町内に通勤しています。

凡例



矢印の起点の市町村から矢印の終点の市町村へ通勤している15歳以上就業者数について、矢印の起点の市町村に常住する就業者数に対する割合を図示したものです。



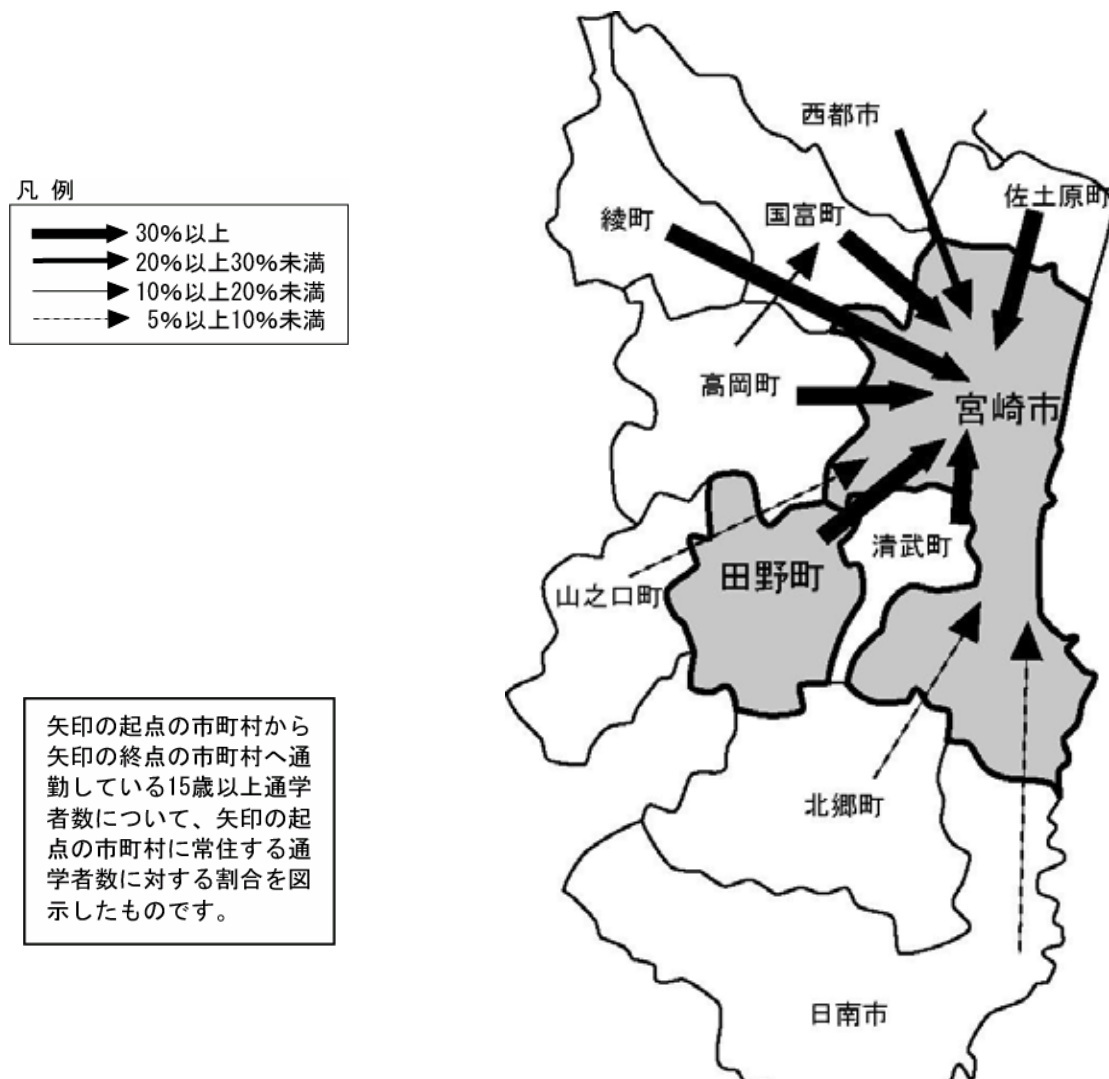
通勤者

| 通勤先 | 実数(構成比) |
|---------|---------------|
| 田野町 宮崎市 | 1,315人(21.2%) |
| 宮崎市 田野町 | 586人(0.4%) |

資料) 平成12年国勢調査

通学圏

同様に、通学圏の状況を見ると、田野町に住む15歳以上通学者のうち、512人(48.5%)が宮崎市内に通学しています。宮崎市に住む15歳以上通学者においては、101人(0.5%)が田野町に通学しています。



通学者

| 通学先 | 実数(構成比) |
|---------|-------------|
| 田野町 宮崎市 | 512人(48.5%) |
| 宮崎市 田野町 | 101人(0.5%) |

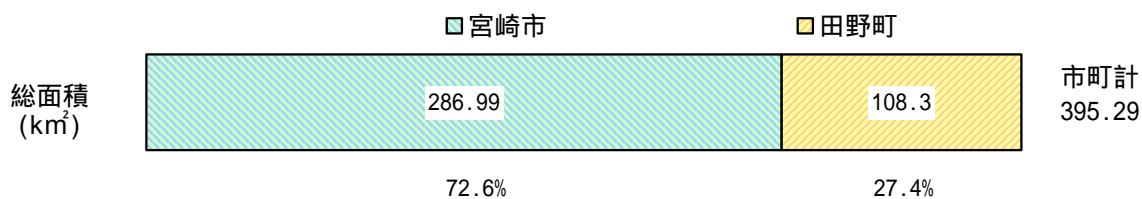
資料) 平成12年国勢調査

(3) 土地利用

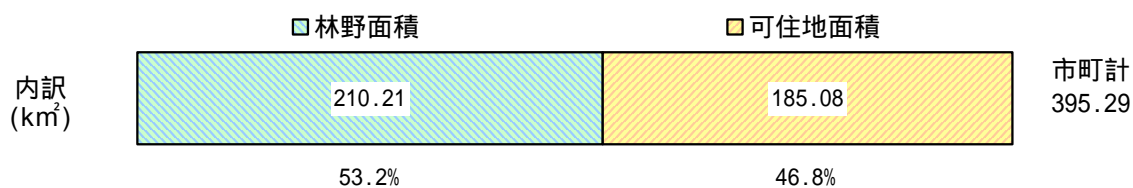
総面積は宮崎市域が 286.99 k m²、田野町域が 108.30 k m²であり、市町計で 395.29 k m² となっています。田野町域の構成比率は、市町計の 27.4%に当たります。

土地利用については、市町計の 53.2%が林野であり、可住地は 46.8%となっています。また、宅地は可住地の 19.7%を占めています。

面積

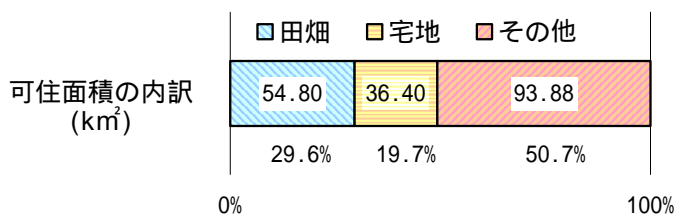


土地利用 (市町計)



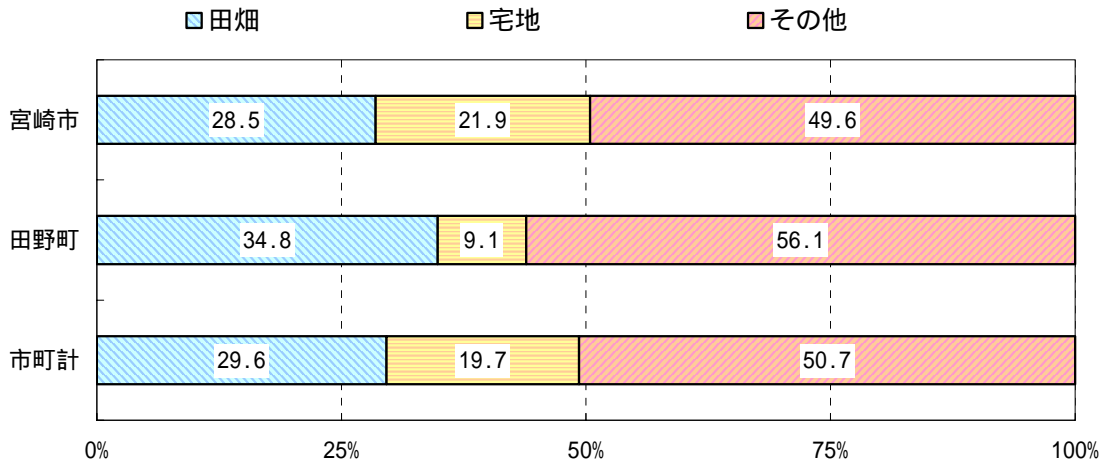
【 宮崎市 : 34.0%
田野町 : 19.2% 】

【 宮崎市 : 38.6%
田野町 : 8.2% 】



市町別の可住地面積の内訳をみると、田野町域は田畑面積が宮崎市域に比べて高くなっています。このため、市町計における田畑面積の割合は、宮崎市域の値より約 1 ポイント高くなっています。

市町別の可住地面積の内訳



資料)統計からみた宮崎県のすがた(2003年3月)

注1:「総面積」は平成13年10月1日現在。

国土交通省国土地理院「平成13年全国都道府県市区町村別面積調」

注2:「林野面積」は平成12年8月1日現在。農林水産省統計情報部「2000年世界農林業センサス第1巻宮崎県統計書・林業編」

注3:「可住地面積」は平成13年10月1日現在。総面積 - 林野面積 - 主要湖沼面積

注4:「田面積」「畑面積」は平成13年8月1日現在。

九州農政局宮崎統計情報事務所「平成13年産普通作物市町村別統計」

注5:「宅地面積」は平成14年1月1日現在。

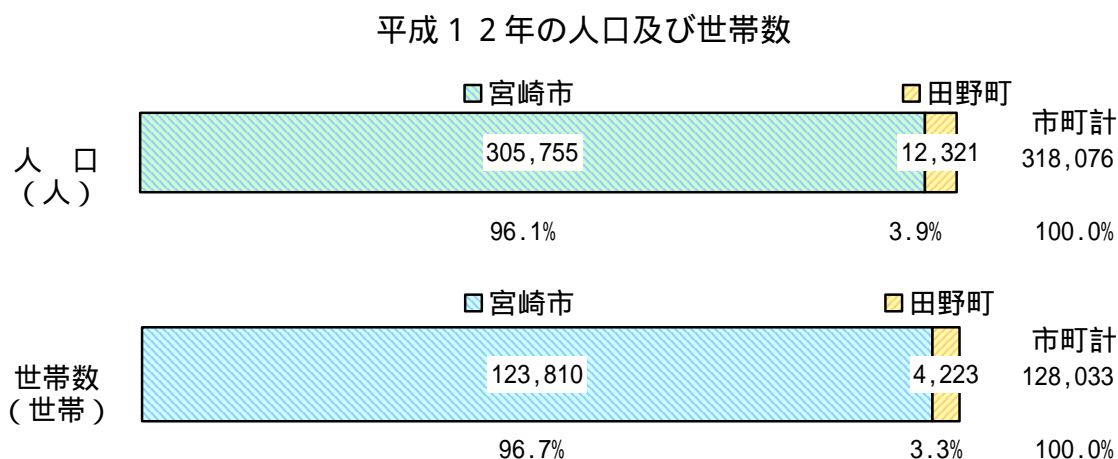
固定資産税課税状況調(非課税地積 + 課税地積)

注6:「その他」=「可住地面積」-「田面積」-「畑面積」-「宅地面積」

(4) 人口・世帯

平成 12 年国勢調査の人口をみると、宮崎市が 305,755 人、田野町が 12,321 人で、市町計で 318,076 人となっています。田野町の構成比率は、市町計の 3.9%に当たります。

また、世帯数は宮崎市が 123,810 世帯、田野町が 4,223 世帯で、市町計で 128,033 世帯となっています。田野町の構成比率は、市町計の 3.3%に当たります。

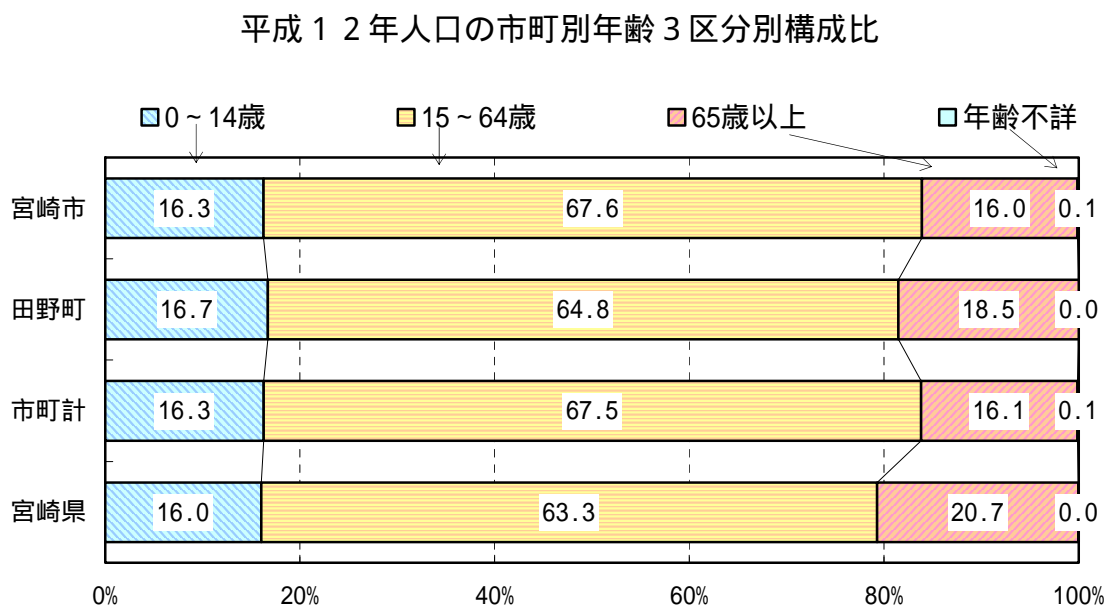


資料) 平成 12 年国勢調査

注: 国勢調査は 10 月 1 日現在のデータ(以下、同じ。)

また、市町別の年齢 3 区分別の割合をみると、田野町における高齢化率は 18.5%で、宮崎市に比べて 2.5 ポイント高くなっています。市町計における高齢化率は 16.1%で、宮崎市の高齢化率とほぼ同じ値となっています。

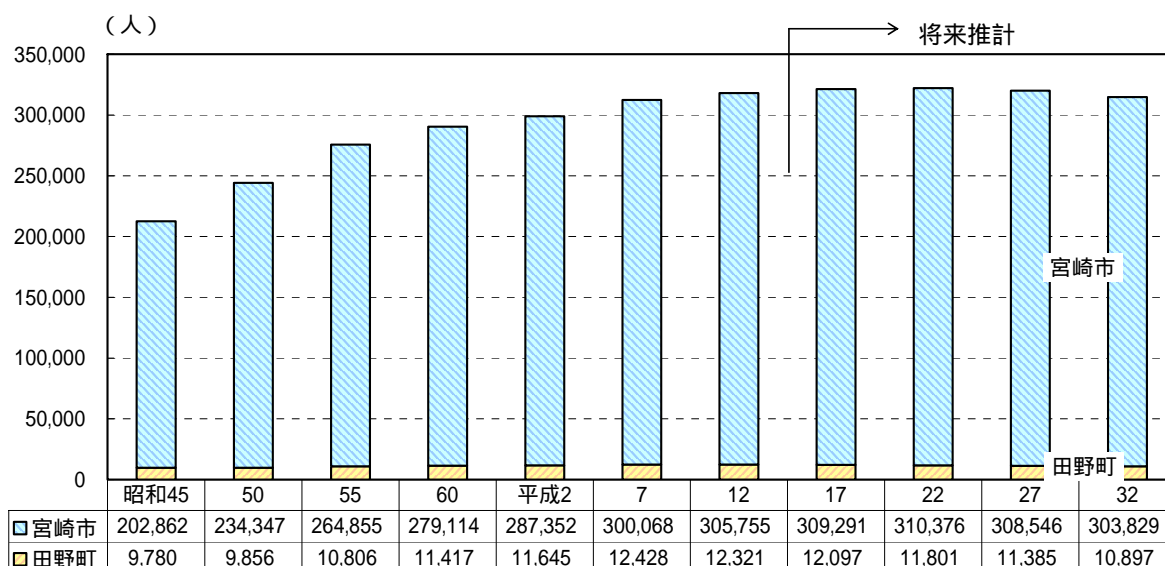
なお、宮崎県全体と比べると、宮崎市、田野町及び市町計とも低い状況にあります。



資料) 平成 12 年国勢調査

昭和45年から人口の推移、及び過去の変化をもとに算出した将来の推計人口をみると、平成17年以降の推計においては、宮崎市が平成22年をピークに減少、田野町は実数値である平成7年から減少が続く形となっています。

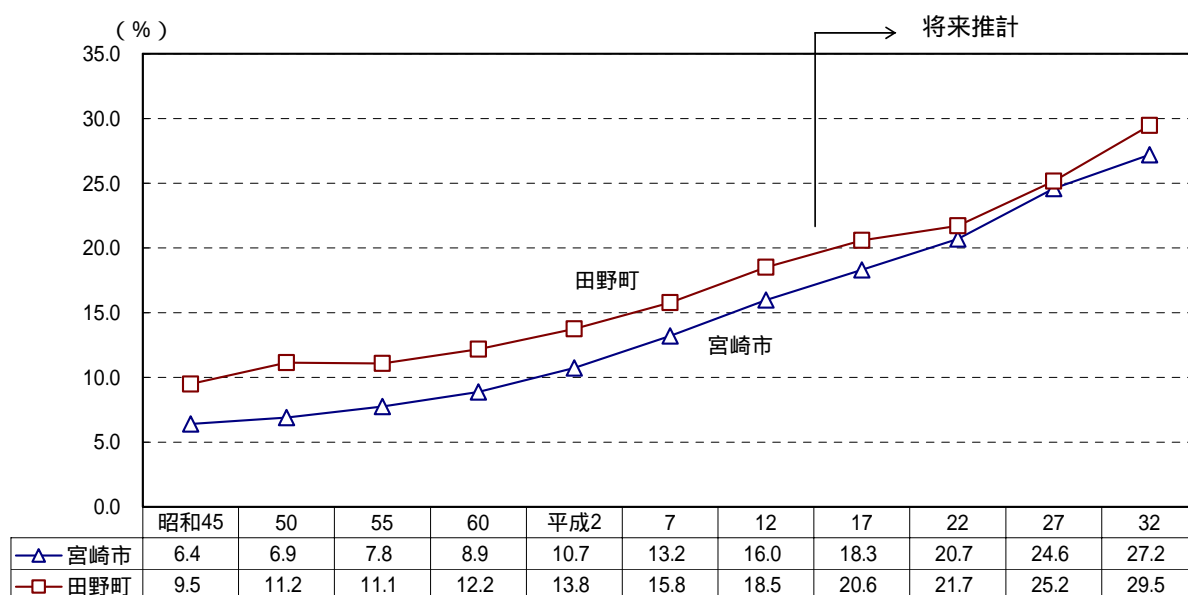
総人口の推移及び将来の推計人口



資料)国勢調査(平成12年まで)及び17年以降は推計(財団法人日本統計協会「市町村の将来人口」)

高齢化率は、宮崎市、田野町は平成12年まで高くなる傾向で推移してきました。また、平成17年以降の推計値では、両市町ともに高まる傾向が継続することが示されています。

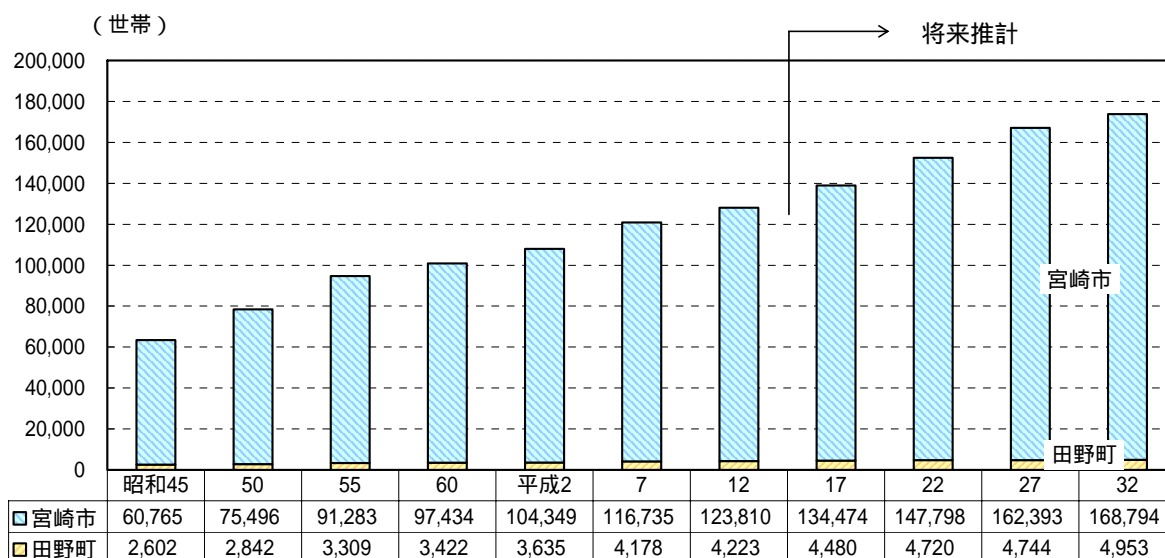
高齢化率の推移及び将来の推計高齢化率



資料)国勢調査(平成12年まで)及び17年以降は推計(財団法人日本統計協会「市町村の将来人口」)

世帯数の推移、及び将来の推計をみると、総人口の増加傾向のピーク時以降においても、1世帯当たり人員の減少が予想されるため、将来的にも増加傾向を示しています。

世帯数の推移及び将来の推計世帯数



資料) 国勢調査(平成12年まで)及び平成17年以降は推計

注: 平成17年以降においては、1世帯当たり人員の将来推計値をもとに算出

(参考) 1世帯当たり人員の推移及び将来の推計値(人)

| | 昭和45 | 50 | 55 | 60 | 平成2 | 7 | 12 | 17 | 22 | 27 | 32 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宮崎市 | 3.3 | 3.1 | 2.9 | 2.9 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.1 | 1.9 | 1.8 |
| 田野町 | 3.8 | 3.5 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 3.0 | 2.9 | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.2 |
| 合計 | 3.4 | 3.1 | 2.9 | 2.9 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.1 | 1.9 | 1.8 |

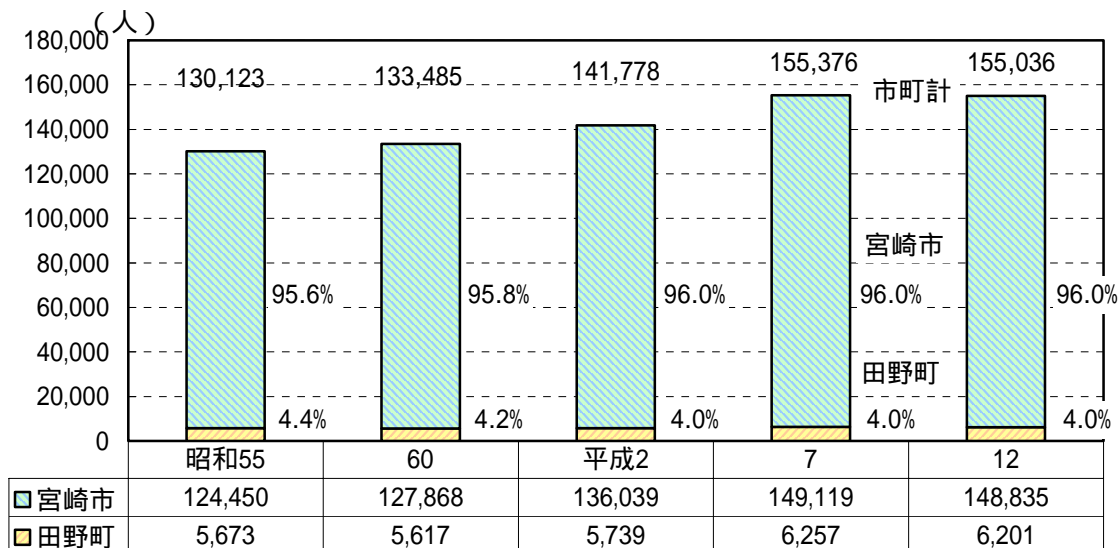
資料) 平成12年度までは、総人口を世帯数で除して算出。平成17年以降は、過去の変化をもとに推計。

(5) 就業構造

就業者数の推移をみると、両市町ともに増加傾向で推移しています。

平成12年は、宮崎市が148,835人、田野町が6,201人であり、市町計で155,036人となっています。田野町の構成比率は、市町計の4.0%に当たります。

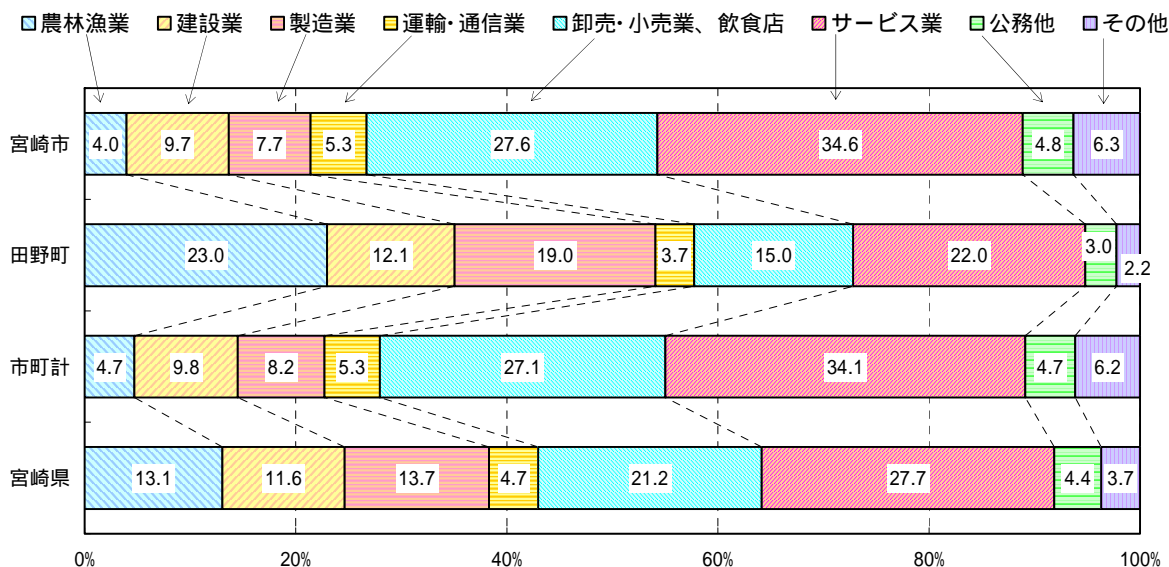
就業者数の推移



資料) 国勢調査

また、平成12年について産業別にみると、田野町は、農林漁業、製造業の構成比率が宮崎市と比べて高くなっており、一方、卸・小売業、飲食店においては宮崎市と比べて低い構成比率になっています。さらに田野町においては、サービス業についても宮崎市と比べて約12ポイント低い構成比率となっていることがわかります。

平成12年 産業別就業者数の構成



資料) 平成12年国勢調査

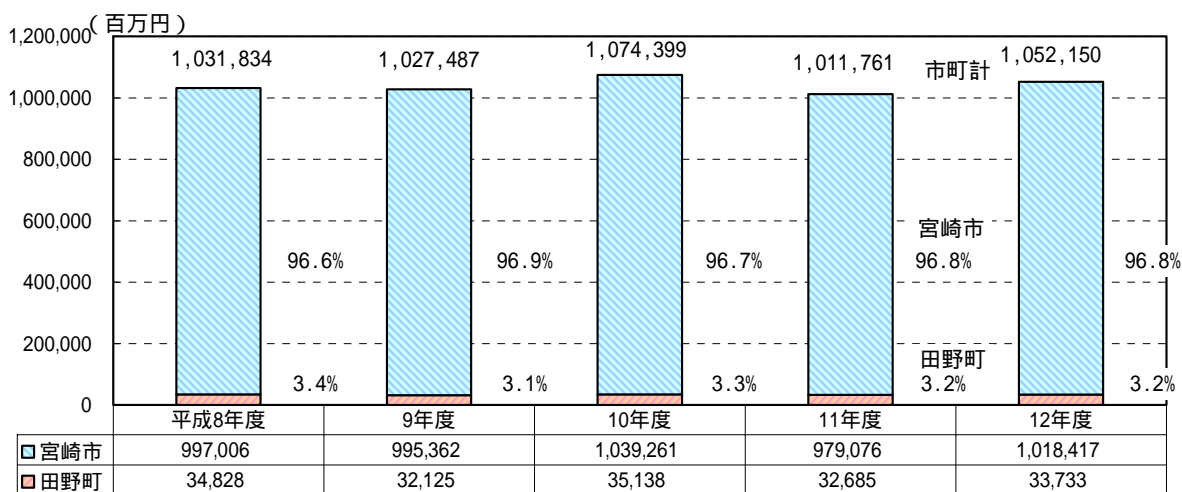
(6) 産業構造

総生産

最近の市町内総生産額をみると、両市町は増減を繰り返しほぼ横ばいで推移しています。平成12年度で宮崎市が1兆184億1,700万円、田野町が337億3,300万円であり、市町計で1兆1,377億1,700万円となっています。

田野町の構成比率は、市町計の3.2%に当たります。

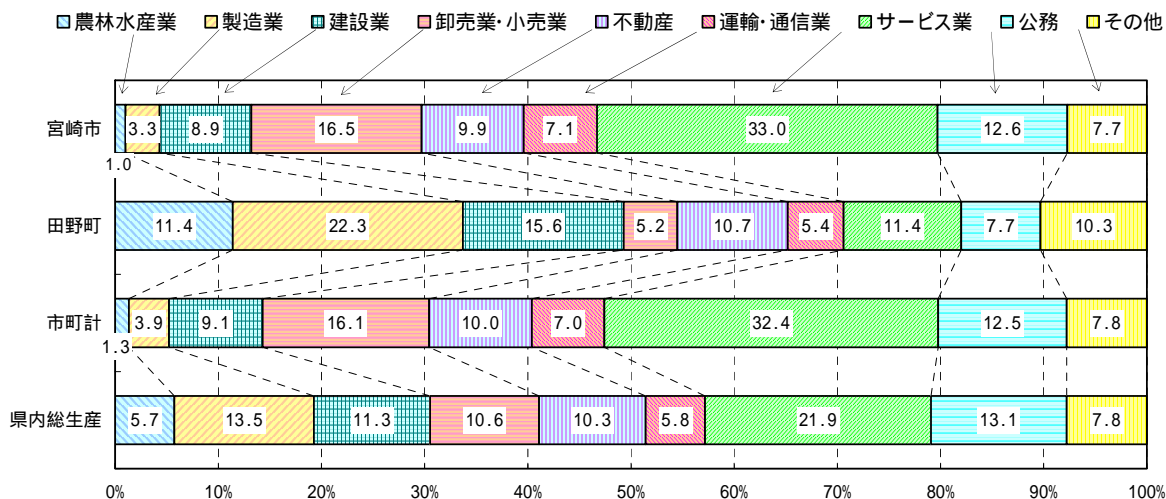
市町内総生産



資料)平成12年度宮崎県の市町村民所得

平成12年度総生産額について産業別にみると、田野町は、宮崎市に比べて農林漁業、製造業、建設業の比率が高くなっています。このため、市町計における製造業の割合は宮崎市の値より約6ポイント高くなります。

平成12年 産業別総生産の構成



資料)平成12年度宮崎県の市町村民所得及び平成12年度宮崎県民経済計算

農業

農業の状況を見ると、専業農家数については両市町とも減少傾向で推移しており、平成12年で宮崎市が1,172戸、田野町が321戸であり、市町計が1,493戸となっています。

田野町の構成比率は、市町計の21.5%に当たります。

基幹的農業従事者数も両市町ともに減少傾向にあり、平成12年で宮崎市が4,675人、田野町が1,385人で、市町計が6,060人となっています。

田野町の構成比率は、市町計の22.9%に当たります。

同様に、経営耕地面積も宮崎市は減少傾向にあります。田野町では微増傾向がみられます。平成12年で宮崎市が325,385a、田野町が132,304aで市町計が457,689aとなっています。田野町の構成比率は市町計の28.9%に当たります。

専業農家数及び基幹的農業従事者数、及び経営耕地面積の推移

| | 昭和55年 (1980年) | 昭和60年 (1985年) | 平成2年 (1990年) | 平成7年 (1995年) | 平成12年 (2000年) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 専業農家数 (単位:戸、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 1,637 (80.6) | 1,518 (77.1) | 1,600 (79.4) | 1,395 (78.6) | 1,172 (78.5) |
| 田野町 | 394 (19.4) | 450 (22.9) | 414 (20.6) | 380 (21.4) | 321 (21.5) |
| 市町計 | 2,031 (100.0) | 1,968 (100.0) | 2,014 (100.0) | 1,775 (100.0) | 1,493 (100.0) |
| 基幹的農業従事者数(単位:人、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 6,891 (79.1) | 6,608 (79.3) | 5,936 (78.2) | 5,651 (79.4) | 4,675 (77.1) |
| 田野町 | 1,816 (20.9) | 1,721 (20.7) | 1,659 (21.8) | 1,466 (20.6) | 1,385 (22.9) |
| 市町計 | 8,707 (100.0) | 8,329 (100.0) | 7,595 (100.0) | 7,117 (100.0) | 6,060 (100.0) |
| 経営耕地面積 (単位:a、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 465,310 (80.5) | 418,956 (78.7) | 396,900 (76.1) | 363,777 (74.0) | 325,385 (71.1) |
| 田野町 | 112,388 (19.5) | 113,175 (21.3) | 124,841 (23.9) | 128,104 (26.0) | 132,304 (28.9) |
| 市町計 | 577,698 (100.0) | 532,131 (100.0) | 521,741 (100.0) | 491,881 (100.0) | 457,689 (100.0) |

資料) 農業センサス、世界農林業センサス

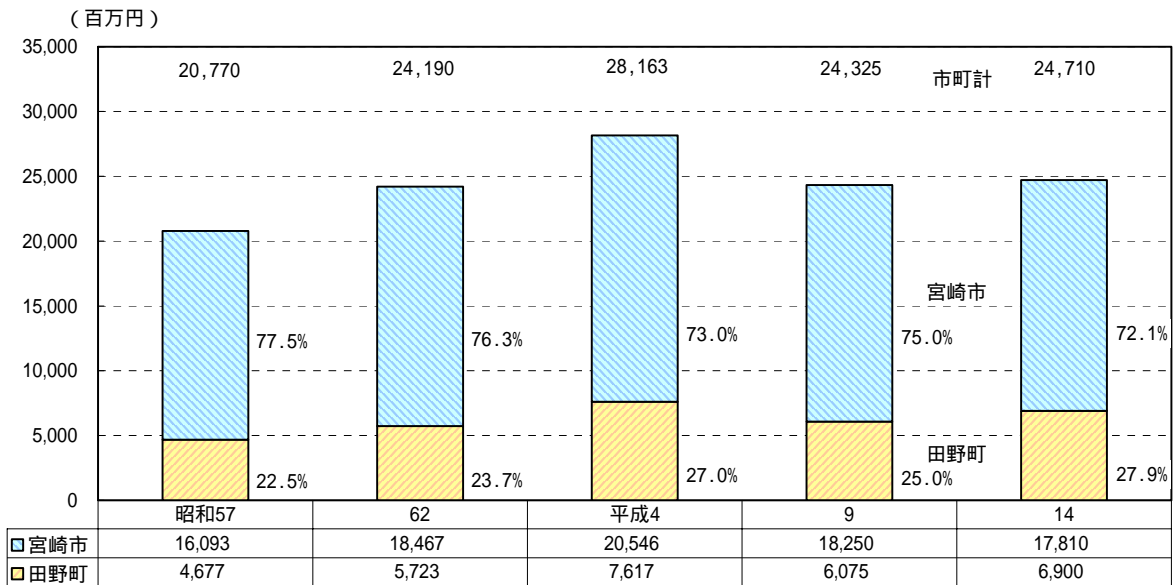
注1: 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち、仕事の主の人(普段仕事として主に農業に従事している人)

注2: 経営耕地面積は田、畑、樹園地の合計

また、農業産出額をみると、両市町とも平成4年をピークにほぼ山型で推移しています。平成14年で、宮崎市が178億1,000万円、田野町が69億円であり、市町計が247億1,000万円となっています。

田野町の構成比率は、市町計の27.9%に当たります。

農業産出額の推移

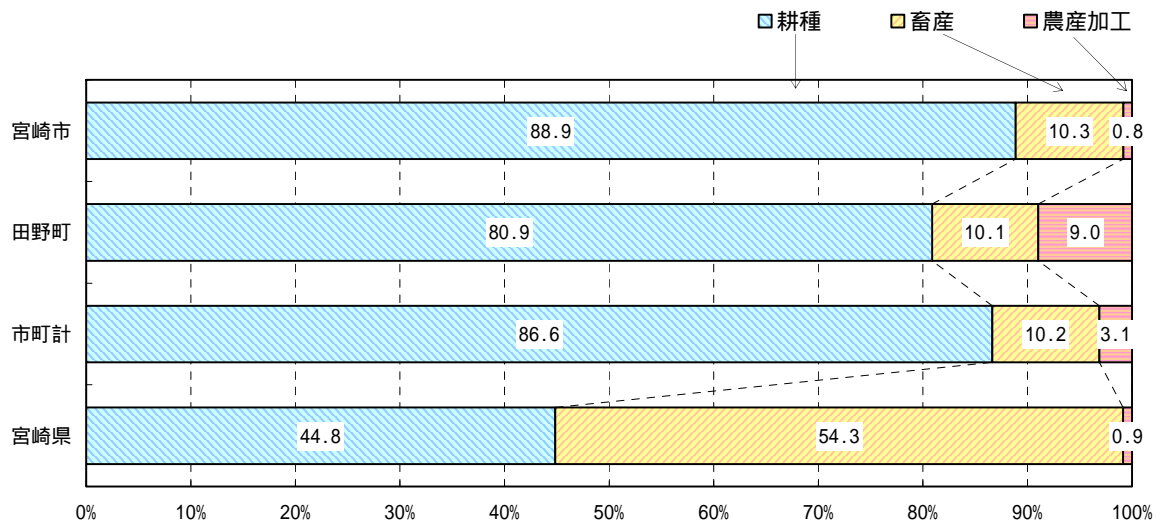


資料) 宮崎県生産農業所得統計

平成14年の農業産出額の内訳をみると、田野町においては農産加工が9.0%と、宮崎市に比べて1割程度高い構成比率となっています。

このため市町計における農産加工の割合は、宮崎市の値より高くなっています。

平成14年 農業産出額の内訳



なお、農産物別産出額順位は、宮崎市がきゅうり、米、ピーマンの順、田野町が葉たばこ、だいこん、さといもの順位となっています。

平成14年 個別農産物順位

| 順位 | 宮崎市 | | | 田野町 | | |
|----|------|--------------|------------|------|--------------|------------|
| | 農産物 | 産出額 (百万円) | 構成比 (%) | 農産物 | 産出額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 1 | きゅうり | 2,860 | 16.1 | 葉たばこ | 1,900 | 27.5 |
| 2 | 米 | 2,420 | 13.6 | だいこん | 950 | 13.8 |
| 3 | ピーマン | 1,560 | 8.8 | さといも | 590 | 8.6 |

資料) 宮崎県生産農業所得統計

工業

工業の状況をみると、事業所数については、宮崎市は一貫して減少傾向、田野町は平成9年をピークに減少に転じています。

平成14年で宮崎市が268事業所、田野町が33事業所であり、市町計が301事業所となっています。田野町の構成比率は、市町計の11.0%に当たります。

また、従業者数については、事業所数同様、宮崎市が減少傾向、田野町は平成4年をピークに減少に転じています。平成14年で宮崎市が4,425人、田野町が1,172人であり、市町計が5,597人となっています。田野町の構成比率は、市町計の20.9%に当たります。

工業における事業所数及び従業者数の推移

| | 昭和57年 (1982年) | 昭和62年 (1987年) | 平成4年 (1992年) | 平成9年 (1997年) | 平成14年 (2002年) |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業所数 (単位:事業所、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 466 (96.5) | 419 (94.8) | 398 (91.9) | 327 (89.1) | 268 (89.0) |
| 田野町 | 17 (3.5) | 23 (5.2) | 35 (8.1) | 40 (10.9) | 33 (11.0) |
| 市町計 | 483 (100.0) | 442 (100.0) | 433 (100.0) | 367 (100.0) | 301 (100.0) |
| 従業者数 (単位:人、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 6,535 (90.8) | 5,911 (87.2) | 6,275 (81.3) | 5,257 (79.8) | 4,425 (79.1) |
| 田野町 | 660 (9.2) | 864 (12.8) | 1,446 (18.7) | 1,328 (20.2) | 1,172 (20.9) |
| 市町計 | 7,195 (100.0) | 6,775 (100.0) | 7,721 (100.0) | 6,585 (100.0) | 5,597 (100.0) |

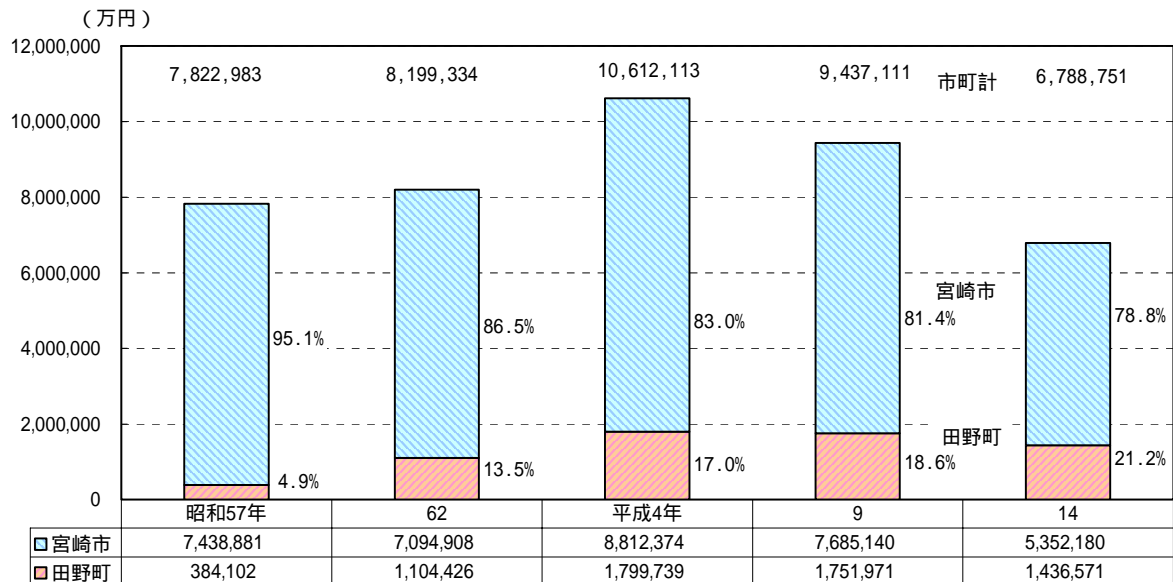
資料) 工業統計表

注: 従業者4人以上の事業所が対象

製造品出荷額等を見ると、両市町とも平成4年をピークに、その後は減少しています。
 平成14年で宮崎市が535億2,180万円、田野町が143億6,571万円であり、市町計で678億8,751万円となっています。

田野町の構成比率は、市町計の21.2%に当たります。

製造品出荷額等の推移

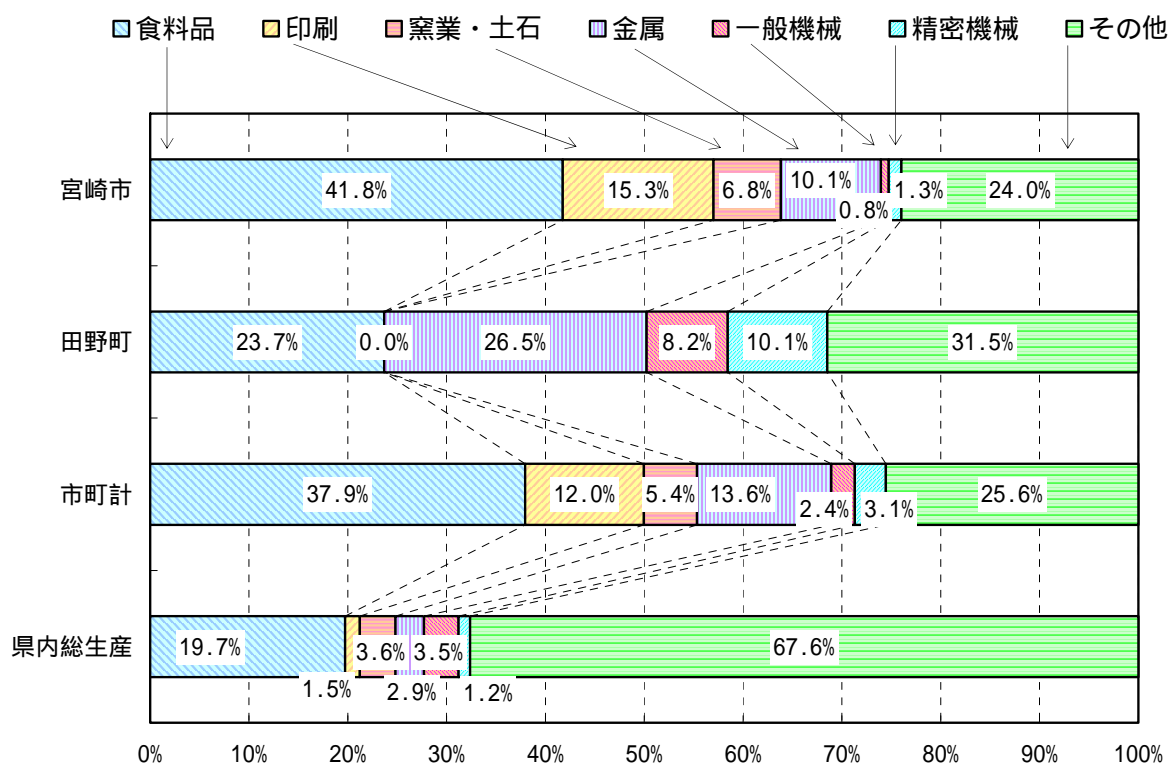


資料) 工業統計表

注: 従業者4人以上の事業所が対象

また、平成 14 年の製造品出荷額等の主要産業別構成比をみると、宮崎市では食料品が 41.8%、印刷が 15.3%、田野町においては食料品が 23.7%、金属が 26.5%とそれぞれ高い構成比率となっています。

平成 14 年 主要産業別の製造品出荷額等の構成比



資料) 平成 14 年工業統計表

注: 従業者 4 人以上の事業所が対象

平成 14 年 製造品出荷額等の産業別順位

| 順位 | 宮崎市 | | | 田野町 | | |
|----|-----|--------------|---------|------|--------------|---------|
| | 業種 | 製造品出荷額等 (万円) | 構成比 (%) | 業種 | 製造品出荷額等 (万円) | 構成比 (%) |
| 1 | 食料品 | 2,235,346 | 41.8 | 金属 | 381,166 | 26.5 |
| 2 | 印刷 | 816,284 | 15.3 | 食料品 | 340,365 | 23.7 |
| 3 | 金属 | 542,128 | 10.1 | 精密機械 | 144,817 | 10.1 |

資料) 平成 14 年工業統計表

注: 従業者 4 人以上の事業所が対象

商業

商業の状況をみると、事業所数においては、両市町とも漸減傾向で推移しています。平成14年では宮崎市が4,882事業所、田野町が108事業所で、市町計で4,990事業所となっています。

田野町の構成比率は、市町計の2.2%に当たります。

また、従業者数については、両市町は増減を繰り返しながら推移しております。平成14年で宮崎市が36,162人、田野町が605人であり、市町計で36,767人となっています。

田野町の構成比率は、市町計の1.6%に当たります。

さらに、年間商品販売額は、平成14年では宮崎市が1兆3,742億2,511万円、田野町が94億8,302万円で、市町計で1兆3,837億813万円となっています。

田野町の構成比率は、市町計の0.7%に当たります。

商業における事業所数及び従業者数、年間商品販売額の推移

| | 昭和63年 (1988年) | 平成3年 (1991年) | 平成6年 (1994年) | 平成9年 (1997年) | 平成14年 (2002年) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 事業所数 (単位:事業所、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 5,685 (97.3) | 5,864 (97.7) | 5,369 (97.7) | 5,071 (97.8) | 4,882 (97.8) |
| 田野町 | 160 (2.7) | 141 (2.3) | 125 (2.3) | 114 (2.2) | 108 (2.2) |
| 市町計 | 5,845 (100.0) | 6,005 (100.0) | 5,494 (100.0) | 5,185 (100.0) | 4,990 (100.0) |
| 従業者数 (単位:人、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 33,997 (98.5) | 36,477 (98.6) | 36,187 (98.8) | 34,935 (98.3) | 36,162 (98.4) |
| 田野町 | 520 (1.5) | 519 (1.4) | 434 (1.2) | 603 (1.7) | 605 (1.6) |
| 市町計 | 34,517 (100.0) | 36,996 (100.0) | 36,621 (100.0) | 35,538 (100.0) | 36,767 (100.0) |
| 年間商品販売額 (単位:万円、%) | | | | | |
| 宮崎市 | 130,056,280 (99.5) | 169,609,619 (99.4) | 162,986,676 (99.4) | 158,335,164 (99.3) | 137,422,511 (99.3) |
| 田野町 | 713,930 (0.5) | 980,260 (0.6) | 904,323 (0.6) | 1,140,980 (0.7) | 948,302 (0.7) |
| 市町計 | 130,770,210 (100.0) | 170,589,879 (100.0) | 163,890,999 (100.0) | 159,476,144 (100.0) | 138,370,813 (100.0) |

資料) 商業統計表

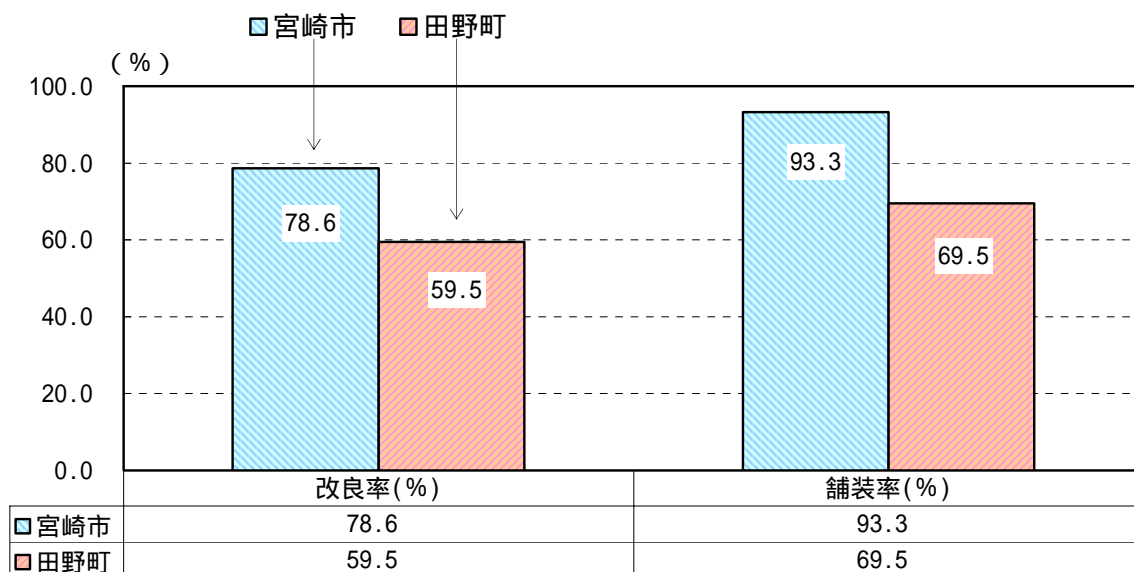
注: 卸売業と小売業の合計。平成14年(2002年)は速報値。

(7) 生活基盤

道路（市町道）

市町道の状況をみると、市町道の改良率については、宮崎市が78.6%、田野町が59.5%となっています。また、舗装率については、宮崎市が93.3%、田野町が69.5%となっています。

市町道の改良率、舗装率



市町道の状況

| | 実延長(m) | 改良済(m) | 舗装済(m) | 改良率(%) | 舗装率(%) |
|-----|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| 宮崎市 | 1,554,759 | 1,221,780 | 1,450,160 | 78.6 | 93.3 |
| 田野町 | 242,099 | 144,040 | 168,253 | 59.5 | 69.5 |

注1：延長には、独立した自転車歩行者道を含まない。

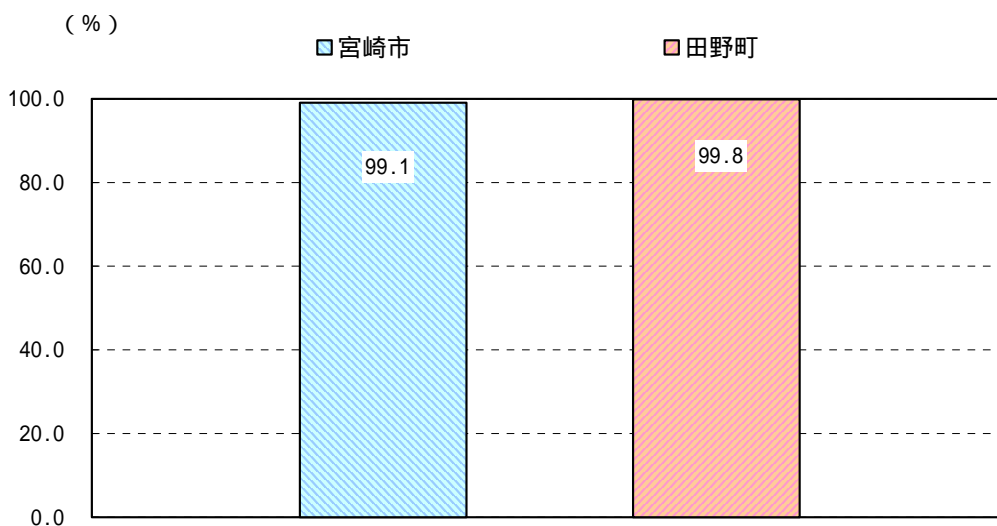
注2：改良率 = 改良済延長 / 実延長、舗装率 = 舗装済延長 / 実延長

注3：「改良」とは道路の幅員を広げ、曲線を直し、その利用を高度にするための工事をいいます。また、「舗装」とはセメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートによる舗装等をいいます。

上水道

上水道の状況をみると、水道普及率は宮崎市が 99.1%、田野町が 99.8%となっています。

水道普及率



上水道の状況

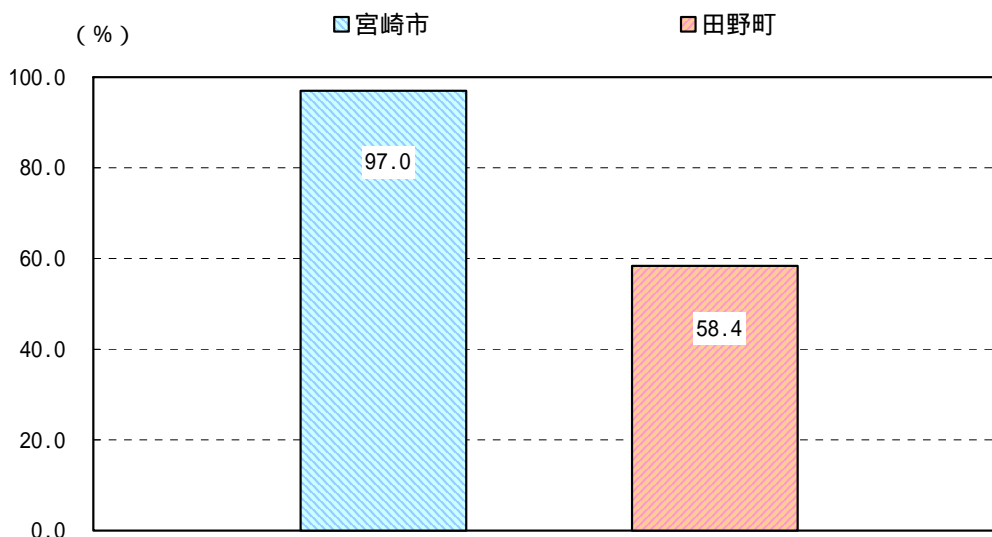
| | 給水人口 | | | | 普及率 | |
|-----|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|--------------------|
| | 上水道 A (人) | 簡易水道 B (人) | その他 C (人) | 計 D=A+B+C (人) | 行政区域内 人口 E (人) | 割合 D / E (%) |
| 宮崎市 | 305,171 | 0 | 0 | 305,171 | 307,899 | 99.1 |
| 田野町 | 11,195 | 1,024 | 36 | 12,255 | 12,274 | 99.8 |

資料) 両市町の水道局・課資料 (平成 15 年度)

下水道等

下水道等の状況を見ると、下水道等普及率は宮崎市が 97.0%、田野町が 58.4%となっています。

下水道等普及率



下水道等の状況

| | 公共下水道 | 農業集落排水施設 | コミュニティ・プラント | 合併処理浄化槽 | 計 | 行政人口 (H15年度末) | 普及率 |
|-----|------------------|------------------|-------------|-------------|-----------|---------------|-------|
| | A | B | C | D | E=A+B+C+D | F | E / F |
| | 現在処理区域内人口 (人) | 現在処理区域内人口 (人) | 処理人口 (人) | 処理人口 (人) | (人) | (人) | (%) |
| 宮崎市 | 277,364 | 7,703 | 0 | 13,506 | 298,573 | 307,810 | 97.0 |
| 田野町 | 2,574 | 2,837 | 0 | 1,681 | 7,092 | 12,153 | 58.4 |

資料) 両市町の下水道担当課資料 (平成 15 年度)

(8) 地域資源

両市町における主な地域資源 観光・交流のための資源となるものを中心にみると、以下の表のとおりとなっています。

田野町には、交流拠点となる文化施設、体育施設を多く抱え、充実していることがわかります。

主な指定文化財及び文化施設、体育施設等

| | 宮崎市 | 田野町 |
|-------|---|---|
| 指定文化財 | (国指定文化財) 1 * 木造薬師如来及び両脇侍像三軀 2 旧黒木家住宅 3 旧藤田家住宅 4 * 日向の山村生産用具 5 生目古墳群 6 蓮ヶ池横穴群 7 青島亜熱帯性植物群落 8 内海のヤッコソウ発生地 9 宮崎神宮のオオシラフジ 10 瓜生野八幡神社のクスノキ群 11 内海のアコウ 12 青島の隆起海床と奇形波蝕痕 13 双石山 (県指定文化財) 1 妙円寺跡石塔群 2 宮崎市下北方古墳 他18件 [*印は重要文化財] | (国指定文化財) 1 本野原遺跡 |
| 文化施設 | 1 宮崎市立図書館 2 宮崎科学技術館 3 みやざき歴史文化館 4 大淀川学習館 5 宮崎市民文化ホール 6 宮崎市民プラザ 7 〔日向神話館(青島神社)〕 8 〔宮崎県立図書館〕 9 〔宮崎県総合博物館〕 10 〔宮崎県立美術館〕 11 〔宮崎県立芸術劇場〕 | 1 田野町文化会館 (農村環境改善センター) 2 田野町伝承芸能館 |

<つづき>

| | 宮崎市 | 田野町 |
|--------------|--|---|
| 体育施設 | 1 生目の杜運動公園 2 宮崎市総合体育館 3 宮崎市北部記念体育館 4 宮崎市南部記念体育館 5 宮崎市緑松体育館 6 宮崎市広原体育館 7 〔サンマリスタジアム宮崎〕 8 〔宮崎県総合運動公園〕 9 〔宮崎県体育館〕 | 1 田野町運動公園野球場 2 田野町運動公園テニスコート 3 田野町運動公園 4 田野町体育館 5 田野町B & G体育館 6 田野町勤労者体育センター 7 田野町運動公園弓道場 8 [宮崎県ライフル射撃競技場] |
| 観光レクリエーション施設 | 1 宮崎市フェニックス自然動物園 2 阿波岐原森林公園(市民の森) 3 垂水公園 4 平和台公園 5 萩の台公園(整備中) 6 フローランテ宮崎 7 国際海浜エントランスプラザ 8 天神山公園 9 椿山森林公園 10 宮崎白浜オートキャンプ場 11 〔宮崎ガーデン〕 12 〔オーシャンドーム〕 13 〔こどものくに〕 14 〔みやざき臨海公園〕 | 1 わにつか溪谷いこいの広場 2 道の駅田野・倉谷ふれあい牧場 |
| その他 | 1 青島自然休養村 | |

資料) 宮崎県観光要覧及びみやざきの市町村等

注1: 分類は宮崎県観光要覧に準じたもの。

注2: カッコ「〔 〕」の記載は、経営管理主体が市町以外で、かつ、市町の関与が小さいものです。

(9) 広域行政

両市町においては、宮崎郡、東諸県郡の各町と共同で、以下の業務に取り組んでいます。

広域行政の状況

～ 宮崎東諸県広域市町村圏における共同処理業務 ～

| | 業務名 | 形態 | 関係市町 | 開始年月 |
|----|----------------------------|---------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 1 | 宮崎県中部地区衛生組合 (し尿処理・ゴミ処理) | 複合事務 組合 | 清武町・田野町・高岡町・国富町 | 昭和40年11月 |
| 2 | 消防に関する事務 (広域消防) | 委託 | 6町 市 (委託) | 昭和48年 4月 |
| 3 | 視聴覚ライブラリー運営 | 委託 | 6町 市 (委託) | 昭和57年 4月 |
| 4 | 宮崎市葬祭センター広域利 用 | 公の施設 の利用 | 宮崎市・清武町・田野町・佐土原町 | 昭和57年 4月 |
| 5 | 夜間急病センター共同運営 | 公の施設 の利用 (委託) | 6町 市 市郡医師会 (負担金) (委託) | 昭和57年10月 |
| 6 | 共同利用型病院運営補助 | 補助 | 6町 市 市郡医師会 (負担金) (補助金) | 昭和60年 4月 |
| 7 | 宮崎公立大学運営 | 一部事務 組合 | 1市6町 宮崎公立大学事務組合 | 平成 3年 7月 一部事務組合設立 |
| 8 | 在宅当番医制共同運営 | 委託 | 1市6町 宮崎市郡医師会 (委託) | 平成 7年 7月 |
| 9 | 介護認定審査会共同運営 | 機関の共 同設置 | 1市6町 | 平成11年 8月 |
| 10 | 宮崎市郡医師会病院緩和ケ ア病棟運営補助 | 補助 | 6町 市 市郡医師会 (負担金) (補助金) | 平成13年12月 |
| 11 | 宮崎歯科福祉センター運営 補助 | 補助 | 6町 市 市郡東諸県郡 歯科医師会 (負担金) (補助金) | 平成14年11月 |
| 12 | 宮崎市総合発達支援セン ター運営 | 公の施設 の利用 (委託) | 6町 市 市社会福祉事業 団 (負担金) (委託) | 平成15年 4月 |
| 13 | 宮崎市小児診療所運営 | 公の施設 の利用 (委託) | 6町 市 市郡医師会 (負担金) (補助金) | 平成16年 5月 |

注：宮崎県中部地区衛生組合について、宮崎市は関与していません。

- (1) 宮崎県中部地区衛生組合（し尿処理・ゴミ処理）
し尿処理施設の運営が清武町、田野町、高岡町、国富町の4町で、環境衛生センター（ごみ焼却場）の運営が清武町、田野町、高岡町の3町で行われています。
- (2) 消防に関する事務(広域消防)
昭和48年4月から広域消防体制を発足させ、消防署・消防出張所の整備・充実、職員の資質向上と適正配置、資機材の高度・近代化に努め、円滑に広域消防業務を推進しています。
- (3) 視聴覚ライブラリー運営
学校教育や社会教育の場で使用する視聴覚教材・機材の貸し出しや利用の指導助言などを行う視聴覚ライブラリーの運営を広域で行っています。
- (4) 宮崎市葬祭センター広域利用
宮崎市葬祭センターを、宮崎市と佐土原町、清武町、田野町で共同利用しています。
- (5) 宮崎市夜間救急センターの運営
第一次救急医療としての夜間の救急患者の診療を行う宮崎市夜間急病センターの運営を広域で行っています。
- (6) 共同利用型病院運営補助
第二次救急医療として、休日または夜間に発生した救急患者の中で、入院や手術を必要とする重症患者の医療を確保するための共同利用型病院（宮崎市郡医師会病院）の運営補助を広域で行っています。
- (7) 宮崎公立大学運営
平成3年7月に広域で一部事務組合を設立し、宮崎公立大学(平成5年4月開学)の運営を行っています。
- (8) 在宅当番医制事業
日曜日、祝日、年末年始における在宅当番医による診療を、広域で宮崎市郡医師会に委託しています。
- (9) 介護認定審査会共同運営
広域で宮崎東諸県地域介護認定審査会を設置し、審査基準の統一化、認定の公平性・信頼性の確保及び運営の効率化を図っています。
- (10) 宮崎市郡医師会病院緩和ケア病棟運営補助
在宅ケアも含めた末期医療を行う宮崎市郡医師会病院緩和ケア病棟の運営補助を広域で行っています。
- (11) 宮崎歯科福祉センター運営補助
一般の歯科医院では受診が困難な障害児者の歯科診療や、在宅で寝たきりの人の訪問歯科診療を行う宮崎歯科福祉センター（宮崎市郡東諸県郡歯科医師会）の運営補助を広域で行っています。
- (12) 宮崎市総合発達支援センター運営
障害を早期発見・早期治療し、障害の軽減を図ったり、障害者の自立を支援したりする宮崎市総合発達支援センターの運営を、広域で行っています。
- (13) 宮崎市小児診療所運営
入院治療が必要な小児の診療を行う宮崎市小児診療所の運営を広域で行っています。

編集 / 発行

宮崎・田野合併協議会

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

TEL 0985-21-1911 FAX 0985-60-6802

(平成17年2月)

宮崎市合併推進部合併推進室

TEL 0985-21-1718 FAX 0985-60-6802

田野町総務課

TEL 0985-86-1111 FAX 0985-86-1987